



東京 2020 ゴールドパートナー(生命保険)

2019年6月改訂

注意喚起情報



ご契約のしおり 定款・約款



しおり番号：201906B

約款等の内容は当社ホームページにて確認いただけます。
(当社ホームページの参照方法は88ページの「約款等をWebでご覧いただくにあたって」を確認ください。)

(注)当社ホームページを閲覧できる環境にない場合や、その他の理由で「約款冊子」の交付を希望される場合には、ニッセイータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターに連絡ください。

ニッセイ長期定期保険

スーパーフェニックス

ニッセイ長期定期保険

ジャストターム

ニッセイ長期定期保険

ニッセイ傷害保障重点期間設定型長期定期保険

プラチナフェニックス

ニッセイ傷害保障重点期間設定型長期定期保険



ニッセイ遡増定期保険

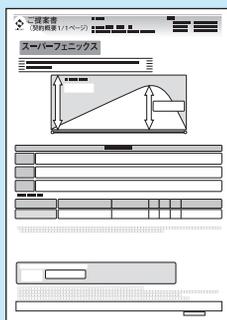
はじめに

申込みにあたっては、「特に重要なお知らせ（『契約概要』『注意喚起情報』を含む）」の内容を確認・了解いただくとともに「ご契約のしおりー定款・約款」につきましても、必ずご確認ください。

特に重要なお知らせ

これらをあわせて「特に重要なお知らせ」と呼びます

契約概要



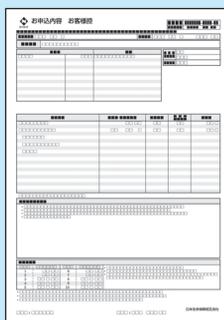
（ご提案の際または申込みの際にお渡ししています）

注意喚起情報



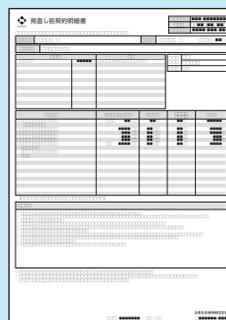
（この冊子の冒頭に綴込んでいます）

お申込内容 お客様控



（申込みの際にお渡ししています）

見直し前契約明細書
（保障見直し制度を利用の場合）



ご契約のしおりー定款・約款

この冊子の構成は次のとおりです

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項（告知義務、保障内容、保険金をお支払いできない場合、諸手続き等）をわかりやすく説明しています。



P.3～

定 款

当社の組織や事業運営の基本となる規則等を記載しています。

約 款

“ご契約のご加入から消滅までのとりきめ”を記載しています。



お客様ID規程
ずっともっとサービス規程
法人向けお客様ID規程
ご契約情報家族連絡サービス規程

契約者をご利用いただけるサービスの内容やとりきめ等について、記載しています。



当社ホームページにて確認いただけます。（参照方法は88ページの「約款等をWebでご覧いただくにあたって」を確認ください。）



注意喚起情報

— ご契約に関する注意事項 —



この「注意喚起情報」には、特にご注意くださいいただきたいことや**不利益となること**を記載しています。

- ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、申込みください。
- 特に、保険金をお支払いできない場合など、お客様にとって不利益となることが記載された部分については必ず確認ください。
- 現在のご契約について保障見直し制度を利用する場合や、解約・減額して新しいご契約の申込みをする場合は、お客様にとって不利益となる可能性がありますので、十分ご注意ください。

特にご注意くださいいただきたい事項・不利益となる事項

- | | |
|---|--|
| <p>1 クーリング・オフ制度…………… 01
 <input checked="" type="checkbox"/> 制度の利用期間には制限があります</p> <p>2 健康状態等の告知義務…………… 02
 <input checked="" type="checkbox"/> 正しく告知いただけないとご契約は解除されます</p> <p>3 責任開始(保障の開始)…………… 03</p> <p>4 高度障がい保険金等の取扱いがないこと… 03</p> <p>5 第1保険期間中の死亡保険金
 (傷害保障重点期間設定型長期定期保険の場合)… 04
 <input checked="" type="checkbox"/> 傷害以外による死亡の場合、支払額は保険金額より少なく、多くの場合、払込保険料の合計額より少なくなります</p> <p>6 保障見直し制度を利用する場合…………… 04</p> <p>7 現在のご契約を解約・減額して
 新しいご契約の申込みをする場合…………… 06</p> | <p>8 保険料の払込みがない場合等の取扱い… 07
 <input checked="" type="checkbox"/> 保険料の払込みがなければご契約は解除されます</p> <p>9 保険金の請求…………… 08</p> <p>10 保険金をお支払いできない場合…………… 09</p> <p>11 解約と解約払戻金…………… 09
 <input checked="" type="checkbox"/> 解約払戻金は払込保険料の合計額より少なく、まったくないこともあります</p> <p>12 確認担当職員による申込内容、告知内容、
 保険金の請求内容等の確認…………… 10</p> <p>13 生命保険会社が経営破綻した場合等…………… 10</p> <p>14 相互会社運営…………… 10</p> |
|---|--|

相談・照会・苦情の連絡先…………… 11

保険金の支払事由や保険金をお支払いできない場合等の詳細、およびご契約内容に関する事項は、「ご契約のしおり一定款・約款」(当冊子)に記載しています。

また、ご契約内容によっては、個々の取扱いが異なることがあります。

詳しくは、「ご契約のしおり一定款・約款」(当冊子)を確認ください。

1

クーリング・オフ制度

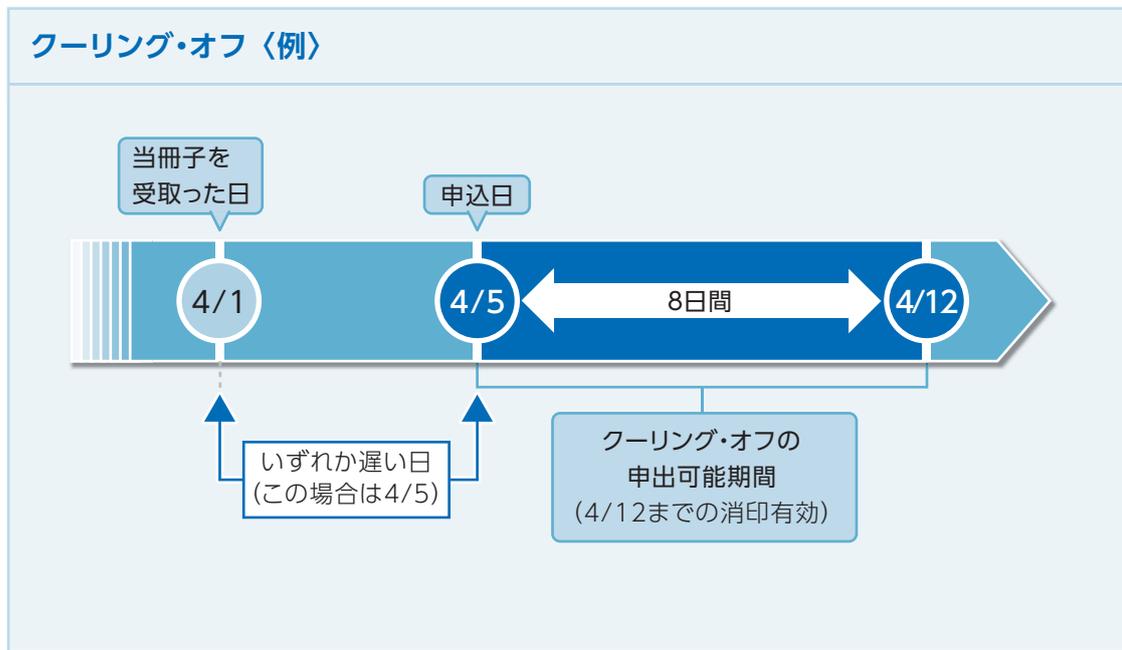
ご契約の申込日または当冊子を受取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面による申出により、ご契約の申込みの撤回やご契約の解除ができます。

ただし、申込者または契約者が法人の場合、当制度は利用できません。



 ご契約のしおり P.13

- 申込者または契約者が法人の場合のほか、当社指定の医師による診査後の場合も当制度は利用できません。



健康状態等についてありのままを告知ください。



📖 ご契約のしおり P.24~P.26

告知義務について

- 契約者や被保険者には健康状態等を告知する義務があります。
- 告知書^(※1)に記入したこと、当社指定の医師に口頭で伝えたことが告知となります。
*1 当社所定の端末を使用する方法を含みます。
- 生命保険募集人^(※2)や当社の確認担当職員には告知を受ける権限がありません。
そのため、これらの者に口頭で伝えたり、健康診断の結果資料等を提示したりしても告知にはなりません。
*2 当社職員、募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。
- 告知は生命保険のお引受けを判断する際の重要な事項であるため、告知書または当社指定の医師の口頭での質問に沿って、事実をありのまま正確にもれなく告知ください。
- 傷病歴等がある場合でも、ご契約をお引受けできる場合があります。
なお、特別な条件をつけてお引受けする場合や、お断りする場合があります。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 契約者や被保険者の故意または重大な過失により、事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、責任開始の日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
なお、責任開始の日から2年を経過していても、保険金の支払事由が責任開始の日から2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- ご契約を解除した場合、保険金の支払事由に該当していても、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻さず、解約払戻金があれば、その金額を契約者にお支払いします。ただし、未払込保険料があるときは、解約払戻金から差引きます。
また、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、ご契約を取消することがあります。この場合、保険金のお支払いができず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

特にご注意ください。また、不利となることを記載していただきますので、必ずお読みください。

3

責任開始(保障の開始)

当社がご契約の申込みを承諾した場合、申込みと告知がともに完了した時から、契約上の責任(保障)を開始します。



 ご契約のしおり P.13、P.27

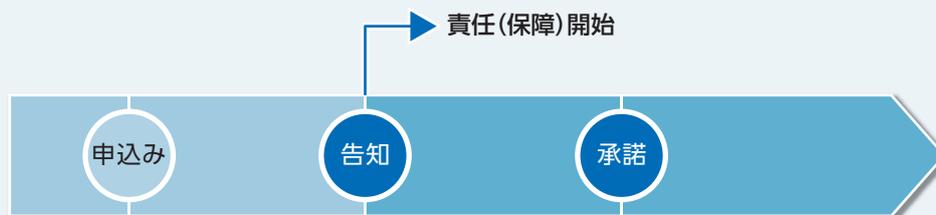
- 当社の生命保険募集人(*)は、契約締結の代理権を有さないため、申込みを承諾する権限がなく、ご契約を成立させることができません。

* 当社職員、募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。

- ご契約は、お客様からの申込みを当社が承諾したときに成立します。

責任開始(保障の開始)〈例〉

当社がご契約の申込みを承諾した場合、申込みと告知がともに完了した時にさかのぼって、責任(保障)を開始します。



4

高度障がい保険金等の取扱いがないこと

この保険には、所定の高度障がい状態該当時に、死亡保険金にかえてお支払いする高度障がい保険金等の取扱いはありません。



- この保険には、次の保障はありません。

- 所定の高度障がい状態該当時に死亡保険金にかえてお支払いする**高度障がい保険金**
- 所定の高度障がい状態または身体障がい状態該当時の将来の**保険料の払込みの免除**

5

第1保険期間中の死亡保険金（傷害保障重点期間設定型長期定期保険の場合）

第1保険期間中に傷害以外により死亡した場合は、傷害死亡保険金ではなく、死亡保険金の支払対象となります。死亡保険金が支払われる場合、支払額（責任準備金額）は傷害死亡保険金の金額より少なく、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。



 ご契約のしおり P.9、P.29

6

保障見直し制度を利用する場合

現在のご契約について保障見直し制度を利用する場合、お客様にとって不利益となる事項があります。



 ご契約のしおり P.15～P.22

- この制度は、現在のご契約（見直し前契約）の見直し価格（下取り価格）を、新しいご契約（見直し後契約）の保険料の一部に充当する制度です。
同制度の利用により、見直し前契約は消滅します。
- 同制度を利用することで、見直し前契約の保障内容、保険金額、保険料、保険料払込期間等は変更されますので、「契約概要」や「見直し前契約明細書」等にて見直し前契約の内容を必ず確認いただき、比較のうえ検討ください。
- 保険料の基礎となる予定利率等は、見直し前契約と見直し後契約とで異なることがあります。見直し後契約の予定利率が見直し前契約の予定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。
- 同制度利用時には、健康状態等を告知する義務があります。
そのため、健康状態等によっては、特別な条件をつけてお引受けする場合や、お断りする場合があります。
また、見直し後契約の責任開始の日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取消の規定等についても、見直し後契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。

詳しくは **2** 健康状態等の告知義務 を確認ください。

次ページへ続く

- 見直し後契約が告知義務違反に該当した場合には、見直し後契約を解除する場合があります。この場合、**見直し前契約に戻すことはできません。**
- 見直し後契約については、**責任開始の日から3年以内の自殺の場合等には、保険金をお支払いできない場合があります。**
- 同制度を利用する場合には、**見直し前契約の配当金や据置金は見直し後契約の保険料の一部に充当するため、引出すことができなくなります。**
- 見直し直後は、見直し前契約に比べ、**通常、契約貸付制度により貸付できる金額が低くなります。**
- 保障内容の見直しにあたっては、同制度を利用する以外の方法もありますので、次の表を確認ください。

《「ご契約のしおり」において参照いただきたい箇所》

同制度利用時に参照いただきたい箇所については、現在のご契約の加入時期に応じて異なります。

現在のご契約	保障見直し制度 を利用する場合	他の保障内容の 見直し方法
①契約日が2012年4月1日以前	15～20ページ	20ページ
②契約日が2012年4月2日以降 ^(*)	15～18、21、22ページ	21、22ページ

* 契約日が2012年4月2日以降の場合でも、現在のご契約がこの保険の発売前の保険（EXシリーズ）の場合は、「①契約日が2012年4月1日以前」を確認ください。

なお、上記①②のご契約をあわせて保障見直し制度を利用し、1つの新しいご契約に加入する場合は、それぞれの参照箇所を確認ください。

7

現在のご契約を解約・減額して新しいご契約の申込みをする場合

現在のご契約を解約・減額して新しいご契約の申込みをする場合、お客様にとって不利益となる事項があります。



 ご契約のしおり P.23

- 解約・減額したご契約を元に戻すことはできません。
- 解約・減額時の払戻金は、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。保険種類やご契約後の経過年月数によっては、まったくないこともあります。
- 解約・減額した場合は、解約・減額せずにご契約を継続した場合に比べて、配当金が少なくなることがあります。
- 一般のご契約と同様、健康状態等を告知する義務があります。そのため、健康状態等によっては、特別な条件をつけてお引受けする場合や、お断りする場合があります。また、新しいご契約の責任開始の日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取消の規定等についても、新しいご契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。

詳しくは **2** **健康状態等の告知義務** を確認ください。
- 新しいご契約については、責任開始の日から3年以内の自殺の場合等には、保険金をお支払いできない場合があります。
- 保険料の基礎となる予定利率等は、現在のご契約と新しいご契約とで異なる場合があります。新しいご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。

特にご注意ください。また、不利益となることを記載していますので、必ずお読みください。

保険料は払込期月内に払込みください。払込みがない場合は、当社から通知を行ったうえで、ご契約を解除します。解除されたご契約を元に戻すことはできません。住所変更された場合、当社に必ず連絡ください。変更のご連絡がなく通知が届かない場合でもご契約が解除されることになります。



 ご契約のしおり P.37、P.39

- 払込期月内に保険料の払込みがない場合、当社は次の内容を契約者に通知します。
 - 保険料の払込みの案内(催告)
 - **解除予定日(*)の前日までに保険料が払込まれなければ、解除予定日の到来をもってご契約を解除すること**
 - * 解除予定日は、払込期月の経過後3カ月目の月における月ごと応当日です。
- 当社に登録いただいた住所について変更がある場合、必ず連絡ください。**住所変更のご連絡がない場合は、当社は変更前の住所に上記通知を送付しますので、変更後の住所に届かない場合があります。この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通知が到達したものとみなし、ご契約が解除されることになります。**
- この保険には、解除されたご契約を元に戻す取扱いはありません。
- この保険には、保険料の自動振替貸付制度(保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度)はありません。

保険金の請求

保険金の支払事由に該当した場合は、すみやかに当社に連絡ください。

上記の場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や不明な点が生じた場合等にも連絡ください。



 ご契約のしおり P.40、P.41、P.44

- 保険金の支払事由、請求手続等については、「ご契約のしおり一定款・約款」にも記載していますので、あわせて確認ください。
- 当社からの大切なお知らせが届けられなくなる場合がありますので、住所等を変更した場合には、必ず連絡ください。
- 被保険者が受取人の場合で、受取人が保険金を請求できない所定の事情があるときに、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が代わって請求することができます。
- 指定代理請求人を指定されている場合は、支払事由および代理請求できる旨を指定代理請求人に伝えてください。

特にご注意ください。また、不利益となることを記載していただきますので、必ずお読みください。



保険金をお支払いできない場合があります。

📖 ご契約のしおり P.30、P.46、P.47

代表的なものは、次のとおりです。

- **支払事由に該当しない場合**
 - 責任開始時前に生じた傷害による死亡(傷害死亡保険金の場合) 等
- **免責事由に該当した場合**
 - 《長期定期保険・逡増定期保険の場合》
 - 責任開始の日から3年以内の自殺
 - 契約者・死亡保険金受取人の故意 等
 - 《傷害保障重点期間設定型長期定期保険の場合》
 - 契約者・被保険者・死亡保険金受取人の故意または重大な過失(*) (傷害死亡保険金の場合)
 - *「被保険者の故意」には自殺行為を含みます。
 - 契約者・死亡保険金受取人の故意(死亡保険金の場合) 等
- **告知義務違反により、ご契約が解除された場合**
- 詐欺・不法取得目的によるものとして、ご契約が取消・無効とされた場合
- 保険金を詐取する目的で事故を招いたときや、**契約者、被保険者または保険金の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等**、重大事由により、ご契約が解除された場合
- **保険料の払込みがなく、ご契約が解除された場合**

解約時の払戻金は、多くの場合、**払込保険料(*)の合計額よりも少ない金額**となります。ご契約後の経過年月数によっては、まったくないこともあります。解約時に未払込保険料がある場合は、**解約払戻金から差引きます。**



📖 ご契約のしおり P.50、P.51

- 解約払戻金はご契約後の経過年月数にともない徐々に積立てられ、その後、保険期間の途中から次第に減少し、保険期間満了時にはなくなります。
- **解約請求時までに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合、お支払いする解約払戻金から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。**

例えば、月払契約で、解約請求日当月の保険料が払込まれていない場合、当社は、1カ月単位で保障の提供を行うため、お支払いする解約払戻金からその月の未払込保険料を差引きます。

* ご契約内容や、ご契約時から死亡保険金の支払事由が生じるまでの期間により、お支払いする保険金の金額が払込保険料の合計額よりも少ない金額となることがあります。

12

確認担当職員による申込内容、告知内容、保険金の請求内容等の確認

当社の確認担当職員（当社が委託した確認担当者を含みます。）が、申込内容、告知内容、保険金の請求内容等を確認させていただくことがあります。



📖 ご契約のしおり P.14、P.40

13

生命保険会社が経営破綻した場合等

生命保険会社の業務もしくは財産の状況の変化、または経営破綻等により保険金額が削減されることがあります。



📖 ご契約のしおり P.65、P.66

- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。万一、経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、保険金額が削減されることがあります。

14

相互会社運営

当社は相互会社です。相互会社では、契約者が社員となり、社員が選出する総代で構成する総代会では、経営に関する重要事項の審議と決議を行っています。



📖 ご契約のしおり P.70

- 相互会社は、契約者同士が助け合う相互扶助の考え方にもとづく会社形態です。相互会社では、有配当保険の契約者が保険加入と同時に会社の構成員である社員となります。
- 社員の権利には、社員配当金請求権等があります。また、社員の代表である総代を選出する社員投票や総代会の傍聴を行うことができます。
- 当社は保険業法にもとづき、株式会社の株主総会に相当する意思決定機関として、総代会を設置しています。

生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情につきましては、
ニッセイコールセンターに連絡ください。

ニッセイコールセンター

0120-201-021 (通話料無料)

〈ご高齢のお客様専用(シニアほっとダイヤル)〉

0120-147-369 (通話料無料)

受付
時間

月～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00
(祝日、12/31～1/3を除く)

この保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・
来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受付けています。また、全国
各地に「連絡所」を設置し、電話にて受付けています。

ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp>

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼し
た後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない
場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約
者等の正当な利益の保護を図っています。

ご契約のしおり	3
当冊子をお読みいただくにあたって	4
目的別もくじ	6

ご契約にあたって		保険金の請求やお支払い	
1	長期定期保険・ 傷害保障重点期間設定型長期定期保険・ 遡増定期保険の特徴	8	
2	申込みに際して	1 3	
	○ご契約の成立	1 3	
	○クーリング・オフ制度	1 3	
	○申込みに際してのご留意点	1 4	
3	申込みに際して保障見直し制度を利用 する場合	1 5	
4	申込みに際して現在のご契約を解約・ 減額して新しいご契約に加入する場合	2 3	
5	健康状態等の告知義務	2 4	
6	責任開始（保障の開始）と契約日	2 7	
しくみ		ご契約後の取扱い	
7	保障内容	2 8	
	①長期定期保険	2 8	
	②傷害保障重点期間設定型長期定期保険	2 9	
	③遡増定期保険	3 1	
	④リビング・ニーズ特約	3 2	
8	配当金	3 4	
保険料の払込み		12	保険金の請求 4 0
9	保険料の払込方法	3 5	
10	保険料の払込期月・保険料期間	3 7	
11	保険料の払込みの案内とご契約の 解除	3 9	
		13	指定代理請求人による請求 4 4
		14	保険金のお支払い時の保険料の精算 4 5
		15	保険金をお支払いできない場合 4 6
		16	解約と解約払戻金 5 0
		17	契約貸付制度 5 3
		18	ご契約後の保障内容の見直し 5 6
		19	死亡保険金受取人の変更 5 8
		20	住所等の変更にもなう手続き 5 9
		21	生命保険と税金 6 0
		その他生命保険に関するお知らせ	
		22	その他生命保険に関するお知らせ 6 2
			○個人情報の取扱い 6 2
			○個人情報保護方針 6 3
			○生命保険契約者保護機構 6 5
			○契約内容登録制度・契約内容照会制度・ 支払査定時照会制度 6 7
			○財産的基礎の充実 6 9
			○相互会社運営 7 0

約款抜粋	7 1
「ずっともっとサービス」等について	7 5
保険用語の説明	8 2
お客様窓口	8 5
約款等をWebでご覧いただくにあたって	8 8

※次の内容は当社ホームページにて確認いただけます。

- 約款
- 定款
- お客様ID規程
- ずっともっとサービス規程
- 法人向けお客様ID規程
- ご契約情報家族連絡サービス規程

ご契約の しおり

ご契約についての重要事項（告知義務、保障内容、保険金をお支払いできない場合、諸手続き等）をわかりやすく説明しています。

ご契約内容の確認



「契約内容通知書」が届きましたら、次の表に記入・し点チェックのうえ活用ください。

■ご契約情報の記入欄

契約番号	—	契約日	年	月	日
契約者					
被保険者					

■保険契約のチェック欄

(今回加入した保険契約に チェックしてください。)

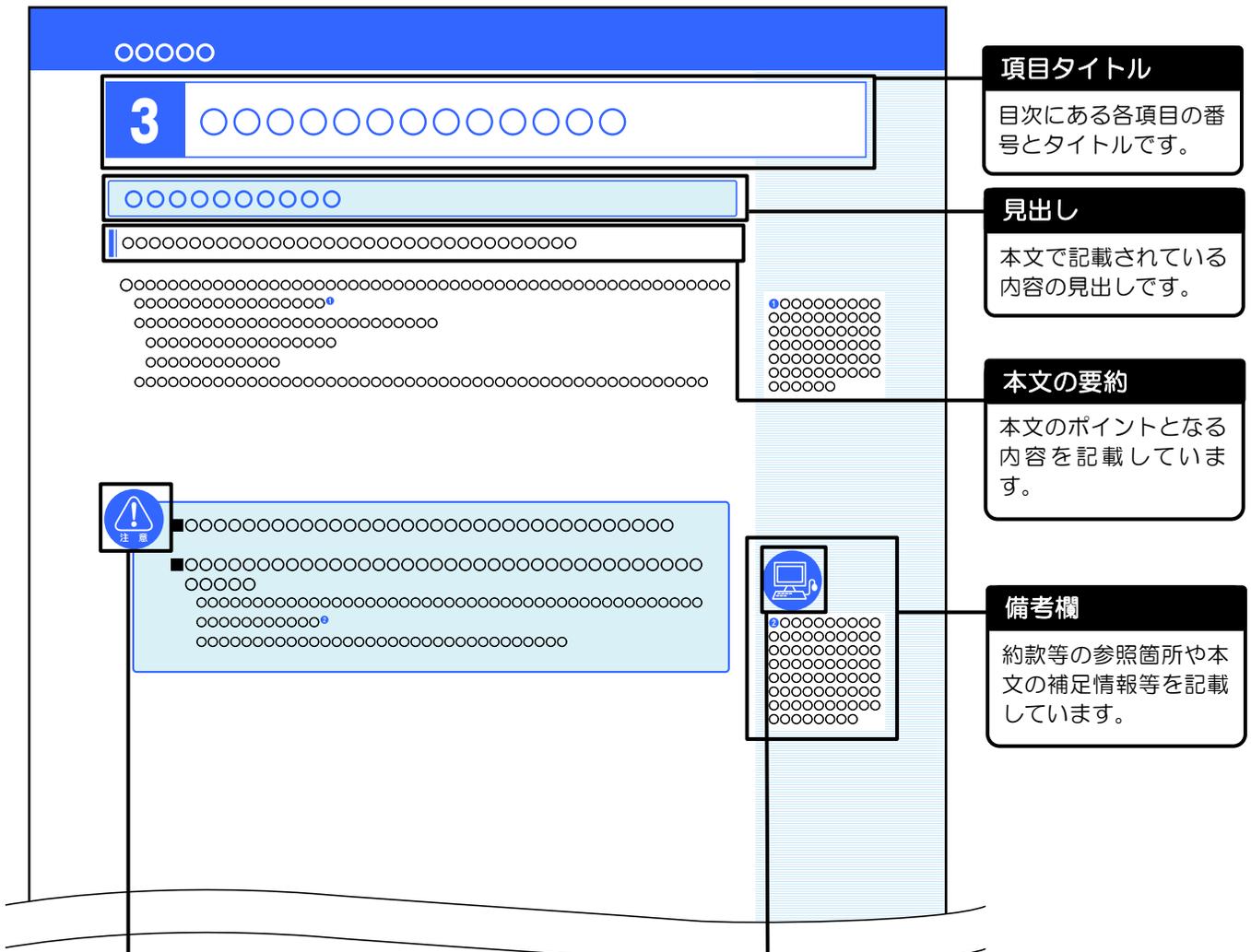
○支払事由の詳細については、「7. 保障内容」をあわせてお読みください。

ご契約のしおり
参照ページ番号

	長期定期保険	一定期間、死亡に備える保険	▶▶ P28
	傷害保障重点期間 設定型長期定期保険	所定の期間、傷害による死亡に重点的に備え、その後一定期間、傷害を原因とするかによらず死亡に備える保険	▶▶ P29
	逦増定期保険	所定の期間経過後に毎年50%の割合で保険金額が逦増し、一定期間、死亡に備える保険	▶▶ P31
	リビング・ニーズ特約 *	余命6カ月以内と判断されるときに、死亡保険金の全部または一部を受取ることができる特約	▶▶ P32

* リビング・ニーズ特約は、長期定期保険・逦増定期保険に自動的に付加されます。

当冊子の見方



項目タイトル
目次にある各項目の番号とタイトルです。

見出し
本文で記載されている内容の見出しです。

本文の要約
本文のポイントとなる内容を記載しています。

備考欄
約款等の参照箇所や本文の補足情報等を記載しています。

 注意
特にご注意ください内容を記載しています。

詳しい情報を参照できる、各種ホームページを案内しています。

なお、当社ホームページは
<https://www.nissay.co.jp>
または
 
から参照ください。

※記載しているホームページアドレスやホームページの内容は変更・削除されることがあります。

目的別もくじ

ご契約にあたって

この保険の特徴について知りたい



- 1. 長期定期保険・
傷害保障重点期間
設定型長期定期保険・
遡増定期保険の特徴 **P8**
- 7. 保障内容 **P28**

申込みを撤回したい



- 2. 申込みに際して
・クーリング・オフ
制度 **P13**

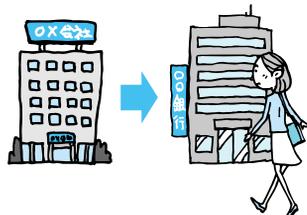
告知義務について知りたい



- 5. 健康状態等の告知義務 **P24**

保険料について

保険料の払込方法を変えたい
保険料をまとめて払いたい



- 9. 保険料の払込方法 **P35**

いつまでに保険料を払込むのか知りたい



- 10. 保険料の払込期月・
保険料期間 **P37**

保険料の払込みが
できなかった



- 11. 保険料の払込みの
案内とご契約の解除 **P39**

ご契約後について

保障内容を見直したい



- 18. ご契約後の保障内容
の見直し
・保障見直し制度 等 **P56**

解約したい



- 16. 解約と解約払戻金 **P50**

受取人を変更したい



- 19. 死亡保険金受取人の
変更 **P58**

保険用語の意味については、「**保険用語の説明**」を確認ください。

いつから保障が開始されるのか知りたい



6. 責任開始（保障の開始）と契約日 **P27**

保険料の負担を減らしたい



18. ご契約後の保障内容の見直し
 ・保険金額の減額
 ・保険料払込済の終身保険への変更 **P57**

住所・名前等が変わった



20. 住所等の変更にともなう手続き **P59**

税金について知りたい



21. 生命保険と税金 **P60**

被保険者が死亡した場合等、
保険金の支払事由に該当した場合



12. 保険金の請求 **P40**

保険金の請求の流れについて

受取人が請求できない場合



13. 指定代理請求人による請求 **P44**

※保険金のお支払い等、詳しい説明については次の事項を確認ください。

保険金のお支払いの対象になるか？

7. 保障内容 **P28**

保険金をお支払いできない場合



15. 保険金をお支払いできない場合 **P46**

手続きについては、ニッセイトータルパートナー、最寄りのお客窓口またはニッセイコールセンターに連絡ください。

＜ニッセイコールセンター＞

0120-201-021（通話料無料）

＜ご高齢のお客様専用（シニアほっとダイヤル）＞

0120-147-369（通話料無料）

受付時間 月～金曜日 9：00～18：00
 土曜日 9：00～17：00
 （祝日、12/31～1/3を除く）

1

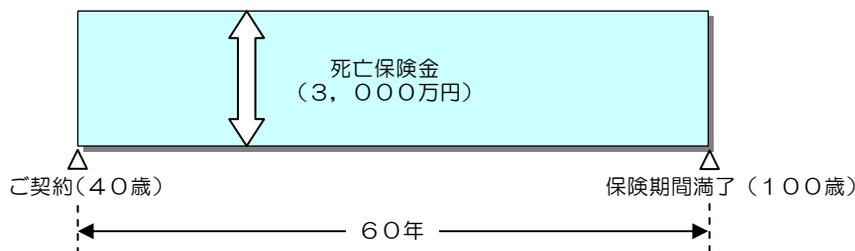
長期定期保険・ 傷害保障重点期間設定型長期定期保険・ 逦増定期保険の特徴

長期定期保険

- 長期定期保険は、一定期間中、被保険者の死亡に備えることができる保険です。
- 長期定期保険の保険期間は、20年超で、かつ保険期間満了時の被保険者の年齢が80歳超となる、当社の定める期間内で指定ください。
- リビング・ニーズ特約が自動的に付加されます。

《長期定期保険のイメージ》

【例】保険金額：3,000万円
保険期間：60年



注意

- 長期定期保険は単独での加入となります。
他の保険契約と組み合わせて加入することはできません。
- 長期定期保険には、保険期間が満了する際に更新する取扱いおよび保険期間満了時の満期保険金はありません。

傷害保障重点期間設定型長期定期保険

○傷害保障重点期間設定型長期定期保険は、被保険者の死亡に備えることができる保険です。第1保険期間中は傷害による死亡に重点的に備え、第2保険期間中は傷害を原因とするかによらず死亡に備えることができます。

○傷害保障重点期間設定型長期定期保険の保険期間は、20年超で、かつ第1保険期間が10年以上となる、当社の定める期間内で指定ください。

保険期間の区分は以下のとおりとなります。

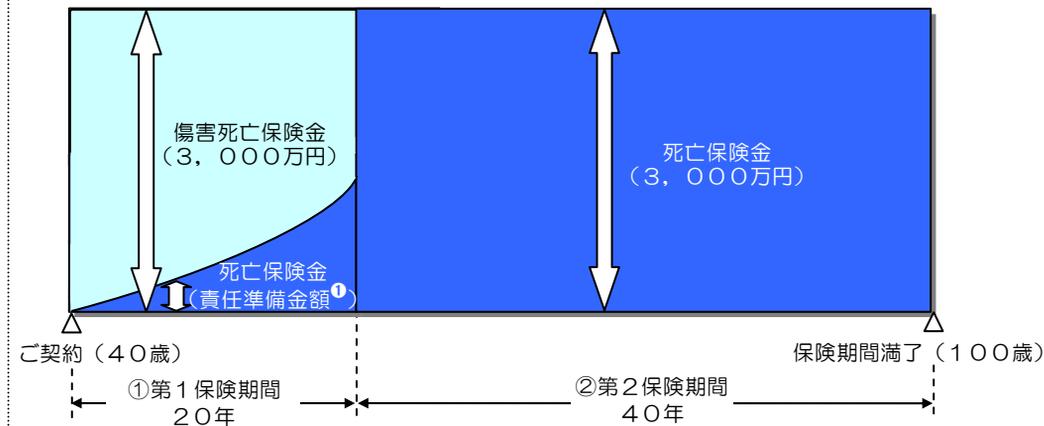
- ①第1保険期間：契約日からご契約時に指定した所定の期間の満了日まで
- ②第2保険期間：第1保険期間の満了日の翌日から保険期間の満了日まで

《傷害保障重点期間設定型長期定期保険のイメージ》

【例】保険金額：3,000万円

保険期間：60年

第1保険期間：20年
第2保険期間：40年



①責任準備金額

責任準備金とは、将来の保険金等をお支払いするために保険料の中から積立てるお金をいいます。



注意

■第1保険期間中に傷害以外により死亡した場合は、傷害死亡保険金ではなく、死亡保険金の支払対象となります。死亡保険金が支払われる場合、支払額（責任準備金額）は傷害死亡保険金の金額より少なく、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。

■ご契約時に指定した第1保険期間の年数を変更することはできません。

■傷害保障重点期間設定型長期定期保険は単独での加入となります。他の保険契約と組み合わせて加入することはできません。

■傷害保障重点期間設定型長期定期保険には、保険期間が満了する際に更新する取扱いおよび保険期間満了時の満期保険金はありません。

逓増定期保険

○逓増定期保険は、一定期間中、被保険者の死亡に備えることができる保険です。

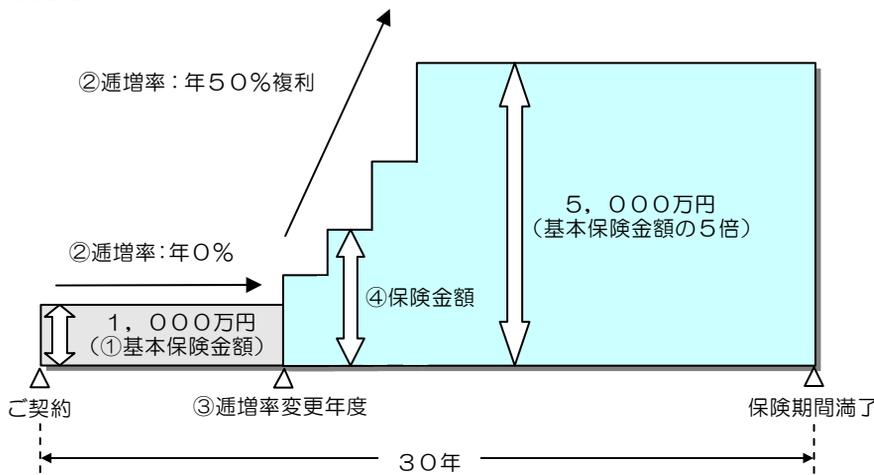
○逓増定期保険の各保険年度の保険金額は、ご契約時に契約者が指定する期間経過後に毎年50%の割合で逓増し、基本保険金額の5倍になると、その後は一定となります。

○保険金額が増えても、保険料は一定です。

○リビング・ニーズ特約が自動的に付加されます。

《逓増定期保険のイメージ》

【例】基本保険金額：1,000万円
保険期間：30年



①基本保険金額とは、ご契約時に契約者の申出によって定めた保険金額です。

②逓増率とは、保険金額が逓増する割合のことで、逓増率変更年度の前後で、次のとおりとなります。

- 逓増率変更年度の直前の保険年度まで…年0%
- 逓増率変更年度以後 …年50%複利

③逓増率変更年度とは、逓増率が変更する保険年度のことで、ご契約時に次の保険年度から所定の範囲内で指定いただきます。

- 第6保険年度
- 第8保険年度
- 第10保険年度
- 第15保険年度

④各保険年度の保険金額は次のように計算されます。

$$\text{保険金額} = \text{基本保険金額} \times \text{基本保険金額に乗じる率}^{\text{①}}$$

①基本保険金額に乗じる率

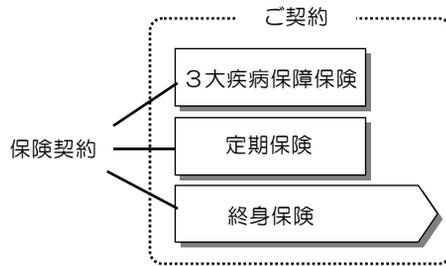
基本保険金額に乗じる率は、逓増率にもとづき計算します。詳細は、「約款抜粋」の別表3を確認ください。



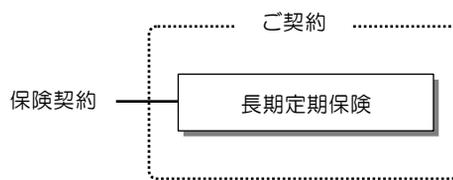
■逓増定期保険は単独での加入となります。
他の保険契約と組み合わせて加入することはできません。

■逓増定期保険には、保険期間が満了する際に更新する取扱いおよび保険期間満了時の満期保険金はありません。

当社において、一般的に「ご契約」という場合、複数の保険契約を組み合わせた一体の保険のことをいいます。^①
 また、「保険契約」という場合は、終身保険や定期保険等それぞれの保険のことをいいます。^②



長期定期保険のように、1種類の保険契約に単独で加入した場合、その保険契約のことを「ご契約」ともいいます。^②



^①この他にも、複数の保険契約を組み合わせた一体の保険を「パッケージ」ということもあります。

^②特に記載がない限り、付加されている特約を含みます。

高額割引制度

保障の大きさに応じた所定の保険料の割引（高額割引制度）が受けられます。

○割引適用基準額が3,000万円以上の場合、高額割引制度が適用され、保険料の割引が受けられます。

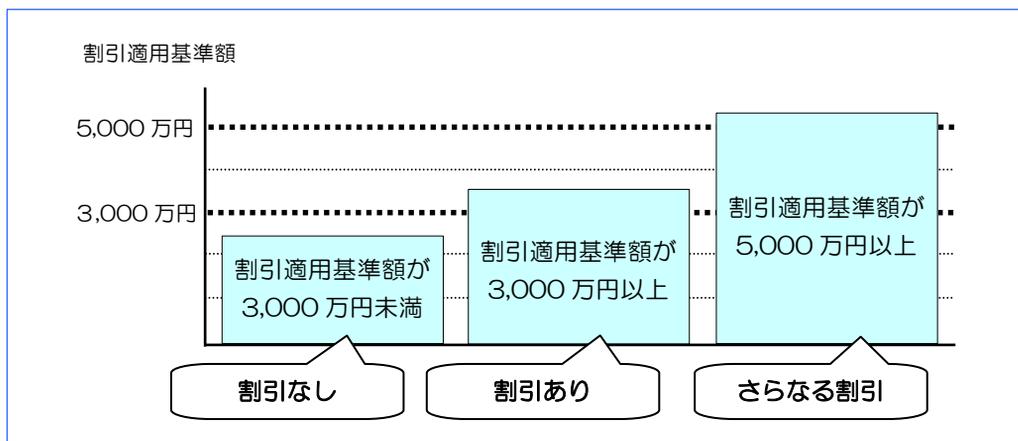
5,000万円以上の場合には、さらなる割引の優遇を受けられます。

○割引適用基準額とは、高額割引制度の適用を判定するための基準となる額をいい、ご契約1件単位で計算します。

対象となる保険契約および割引適用基準額の計算に用いる額は、次のとおりです。

割引および割引適用基準額の対象となる保険契約	割引適用基準額の計算に用いる額
長期定期保険、 傷害保障重点期間設定型長期定期保険	保険金額
遡増定期保険	基本保険金額に所定の率を乗じた金額

○高額割引制度の適用イメージは次のとおりです。



※2019年4月現在の取扱いを記載しています。

新たにご契約に加入する場合には、その時点での取扱内容が適用されます。



■減額等により割引適用基準額が変更された場合には、割引額を変更することや高額割引制度の適用がなくなることがあります。

■保険料を前納する場合、高額割引制度による割引がないものとして保険料前納金をいただきますが、毎年保険料として充当する際に、高額割引制度による割引を行います。（保険料前納期間が終了した場合等に、残額を払戻します。）

2 申込みに際して

ご契約の成立

ご契約は、お客様からの申込みを当社が承諾したときに成立します。

○当社がご契約の申込みを承諾した場合は、契約者に「契約内容通知書」を送付します。

○当社の生命保険募集人^①は、契約締結の代理権を有さないため、申込みを承諾する権限がなく、ご契約を成立させることができません。（当社の生命保険募集人は、契約締結の媒介を行います。）

＜契約締結の「媒介」と「代理」について＞

- ・媒介 ⇒ 生命保険募集人が契約締結の「媒介」を行う場合は、ご契約の申込みに対して保険会社が承諾したときにご契約は成立します。
- ・代理 ⇒ 生命保険募集人が契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人がご契約の申込みに対して承諾をすればご契約は成立します。

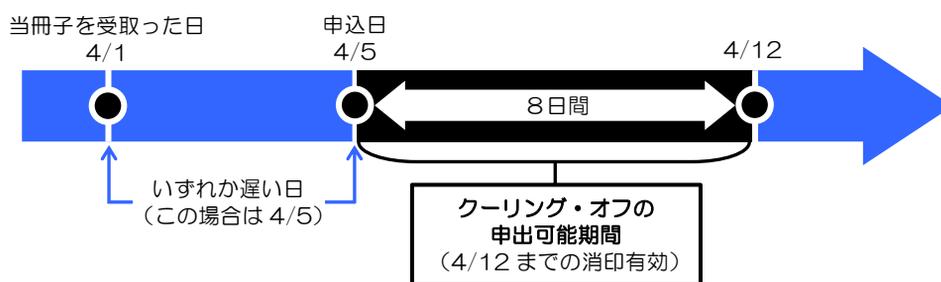
①生命保険募集人
当社職員、募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。

クーリング・オフ制度

ご契約の申込みの撤回またはご契約の解除ができます。
ただし、申込者または契約者が法人の場合、当制度は利用できません。

○ご契約の申込日または当冊子を受取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面による申出により、ご契約の申込みの撤回またはご契約の解除ができます。（保障見直し制度^②を利用した場合には、制度利用前のご契約に戻します。）

＜例＞



＜申出方法＞

- ・クーリング・オフは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。郵便により上記期間内（8日以内の消印有効）に、取扱いの営業部またはニッセイ・ライフプラザ宛に申出ください。
- ・書面には、申込みの撤回またはご契約の解除の意思を明記し、申込者または契約者のお名前・住所・生年月日を記入ください。

○クーリング・オフを行った場合で、すでに払いいただいた保険料があるときには、当社はその金額を返金します。

②保障見直し制度
「3. 申込みに際して保障見直し制度を利用する場合」参照



注意

■申込者または契約者が法人の場合のほか、当社指定の医師による診査後の場合も当制度は利用できません。

申込みに際してのご留意点

(1) 当社の確認担当職員^①が、申込内容等の確認をお願いすることがあります。

○当社の確認担当職員が、訪問または電話により、契約者・被保険者に次の事項の確認をお願いすることがあります。

- ・申込内容がお客様の意向に沿っているか
- ・告知内容に相違がないか
- ・登録いただいたお客様情報に相違がないか
- ・「生命保険のご契約に関する重要書類」を受取りいただいたか 等

○訪問の際には、本人確認をいたします。次のいずれかの書類を提示ください。

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・写真付住民基本台帳カード
- ・国民健康保険証
- ・健康保険証
- ・国民年金手帳
- ・写真付社員証
- ・写真付学生証
- ・マイナンバーカード（表面） 等

(2) 「契約内容通知書」を確認ください。

○当社がご契約の申込みを承諾した場合は、契約者に「契約内容通知書」を送付します。

当通知書にはご契約の保険金額や保険期間等のご契約内容を具体的に記載しておりますので、大切に保管ください。

○「契約内容通知書」が届きましたら、申込内容と相違がないか確認ください。

万一、ご契約内容に相違や不明な点がありましたら、当社まで連絡ください。

○「契約内容通知書」は、ご契約の成立時のみ発行します。

「契約内容通知書」を紛失した場合、再発行はできませんが、ご契約内容については、当社ホームページにていつでも確認いただけます。

（書面での確認をご希望の場合は、当社まで連絡ください。）

(3) 「お客様IDのお知らせ^②」を確認ください。

○当社は契約者に「お客様IDのお知らせ」を送付し、「お客様ID」ならびに「パスワード登録」等について案内します。^③

○お客様IDは、当社の各種手続きの際や、各種サービスを利用する際に必要となりますので、「生命保険のご契約に関する重要書類」とあわせて大切に保管ください。

また、パスワードは他人に知られないよう取扱いには十分ご注意ください。

①確認担当職員
当社が委託した確認担当者を含みます。

②お客様IDのお知らせ

すでに当社の保険にご契約いただいております、「お客様ID」をお持ちのお客様には送付しません。

③「お客様ID」等の詳細は、「「ずっともっとサービス」等について」を確認ください。

3 申込みに際して保障見直し制度を利用する場合

※当項目については、現在のご契約の加入時期に応じて、次のとおり参照箇所が異なります。

	現在のご契約	参照箇所
(1)	契約日が 2012年4月1日以前	<ul style="list-style-type: none"> 「保障見直し制度とは」 「見直し前契約の契約日が2012年4月1日以前の場合」
(2)	契約日が 2012年4月2日以降 ^①	<ul style="list-style-type: none"> 「保障見直し制度とは」 「見直し前契約の契約日が2012年4月2日以降の場合」

なお、上記(1)(2)のご契約をあわせて保障見直し制度を利用し、1つの新しいご契約に加入する場合は、それぞれの参照箇所を確認ください。

① 契約日が2012年4月2日以降の場合でも、現在のご契約がこの保険の発売前の保険（EXシリーズ）のときは、「契約日が2012年4月1日以前」に含みます。

保障見直し制度とは

現在のご契約の責任準備金や配当金・据置金等の合計額を新しいご契約の保険料の一部に充当して、保障内容を見直すことができる制度です。

①保障見直し制度の特徴としくみ

○ライフステージの変化等にあわせて、保障見直し制度を利用することで、保障内容を見直すことができます。

○現在のご契約（見直し前契約^②）の責任準備金や配当金・据置金等の合計額を「見直し価格（下取り価格）」として計算し、新しいご契約（見直し後契約）の保険料の一部に充当します。

○見直し価格（下取り価格）は、次のとおり計算します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{見直し価格} \\ \text{(下取り価格)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{見直し価格基準額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{見直し価格差引額}^{\text{③}} \\ \hline \end{array}$$

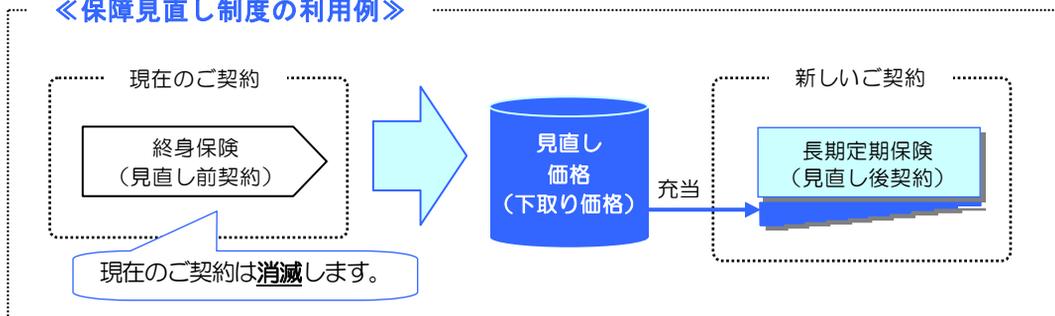
見直し価格基準額
 ・責任準備金
 ・配当金
 ・据置金 等

見直し価格差引額^③
 ・契約貸付の元利金
 ・未払込保険料

②見直し前契約
複数の保険契約を組み合わせている場合、各保険契約が見直し前契約となります。

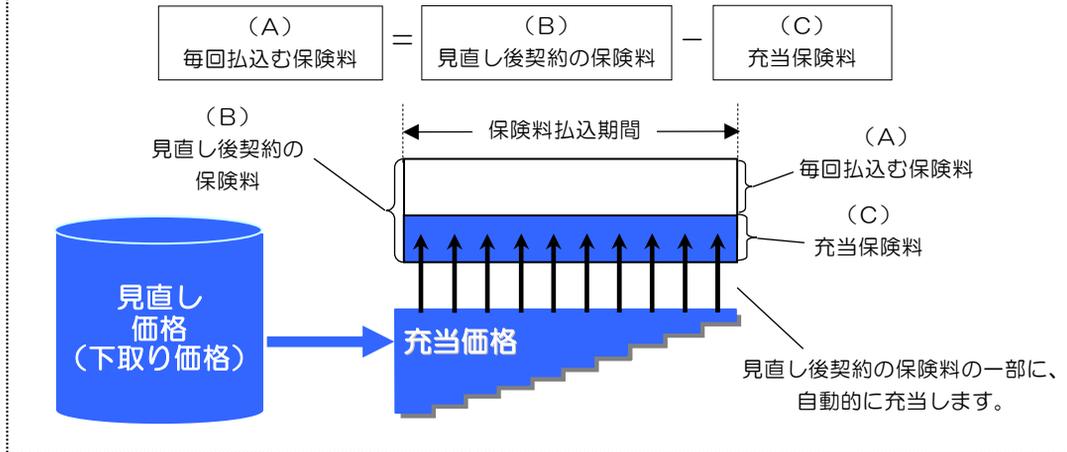
③見直し価格差引額
現在のご契約に自動振替貸付の元利金がある場合は、見直し価格差引額に自動振替貸付の元利金を加えて計算します。

《保障見直し制度の利用例》



○保障見直し制度利用後に毎回払込む保険料は、見直し後契約の保険料から充当保険料（**充当価格**^①から充当される保険料）を差引いた金額となります。

《保険料充当のしくみ》



① 充当価格
見直し後契約の保険料の一部に充当される見直し価格をいいます。

○見直し後契約が**消滅等**^②する場合は、**充当価格の残額**^③があれば契約者にその金額を払戻します。^④ただし、見直し後契約を解約等した場合には、見直し後契約の経過期間により、充当価格の残額から所定の金額を差引くことがあります。

② 消滅等
ご契約の減額等を含みます。

③ 充当価格の残額
リビング・ニーズ特約の特約保険金のお支払いによる場合は、6カ月を経過した日における金額となります。

④ 未払込保険料がある場合、充当価格の残額から未払込保険料を差引く場合があります。

⑤ 契約日等
最後の復活日、復旧日、増額・途中付加日、更新日、追加契約日、変更日等を含みます。



- **見直し前契約が次に該当する場合、保障見直し制度を利用できません。**
 - ・有効に継続していない場合
 - ・契約日等^⑤から2年を経過していない場合
 - ・保険料の払込みが免除された場合 等
- **見直し後契約の契約者および被保険者は、見直し前契約の契約者および被保険者と、それぞれ同一人となります。**
- **見直し前契約の配当金・据置金は、見直し価格として見直し後契約の保険料の一部に充当されるため、引出すことができなくなります。**
- **見直し前契約は、見直し後契約の責任開始時に消滅します。**
「見直し価格差引額」は、見直し前契約の消滅時に精算されたものとします。
- **保険金のお支払いにより見直し後契約が消滅する場合、その消滅する見直し後契約の充当価格の残額は、保険金とともに保険金の受取人にお支払いします。**

②保障見直し制度を利用する際の主な注意点

○保障見直し制度を利用することで、現在のご契約の保障内容、保険金額、給付金額、保険期間、保険料払込期間、保険料、解約払戻金額、配当金、据置金、契約貸付可能金額等は変更され、全く新しいご契約となります。

保障内容	見直し後契約が傷害保障重点期間設定型長期定期保険の場合で、第1保険期間中に傷害以外により死亡した場合は、 <u>傷害死亡保険金ではなく、死亡保険金の支払対象となります。</u> <ul style="list-style-type: none"> 死亡保険金が支払われる場合、支払額（責任準備金額）は傷害死亡保険金の金額より少なく、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
保険料	保険料の基礎となる予定利率、予定死亡率等は見直し前契約と見直し後契約とで異なることがあります。 <ul style="list-style-type: none"> 見直し後契約の保険料は、保障見直し制度利用時の年齢・保険料率により計算します。 見直し後契約の予定利率が見直し前契約の予定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。
制度等	<u>通常のご契約の加入時と同様に告知義務があります。</u> <ul style="list-style-type: none"> 見直し後契約の責任開始の日^①を起算日として、告知義務違反^②による解除の規定が適用されます。また、詐欺による取消の規定等についても、見直し後契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。 告知が必要な傷病歴等がある場合は、見直し後契約の引受けができなかったり、その告知をしなかったために、見直し後契約が解除・取消となることがあります。
	<u>見直し直後は、見直し前契約に比べ、通常、契約貸付制度^③により貸付できる金額が低くなります。</u>
	<u>見直し直後に見直し後契約を解約した場合、見直し前契約に比べ、解約払戻金が少なくなることがあります。</u>

①責任開始の日
「6. 責任開始（保障の開始）と契約日」参照

②告知義務違反
「5. 健康状態等の告知義務」参照

③契約貸付制度
「17. 契約貸付制度」参照

「ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

請求やお支払い
保険金の

「ご契約後の取扱い

その他生命保険に
関するお知らせ

注意

■上記以外にも、見直し後契約の保障内容等が見直し前契約と異なることにより、不利益となることがあります。

具体的な不利益事項については、申込みの際にお渡しする「契約概要」や「見直し前契約明細書」等にて、見直し前契約と比較のうえ、確認ください。

③保障見直し制度利用後の取扱い

○見直し後契約について、告知義務違反による解除事由に該当する場合等でも、当社所定の基準にもとづき、見直し後契約と保障内容が同一の見直し前契約がある場合は、見直し前契約の保障の範囲内で、見直し後契約を継続できる場合があります。

また、見直し前契約の保障の範囲をこえる部分については、当社所定の基準により解除します。

《見直し後契約の締結時に告知義務違反があった場合の取扱例》

見直し後契約の締結時に告知義務違反があった場合
 見直し前契約：終身保険（保険金額3,000万円）
 見直し後契約：長期定期保険（保険金額5,000万円）



見直し前契約の保障の範囲をこえない部分（長期定期保険3,000万円）は継続して保障します。
 また、見直し前契約の保障の範囲をこえる部分（長期定期保険2,000万円）は解除します。

○見直し後契約のうち、見直し前契約の保障の範囲をこえる部分が解除される場合に解約払戻金があるときは、当社は、その解約払戻金から解除される部分に対応する未払込保険料を差引いた金額をお支払いします。



- 見直し後契約と保障内容が同一の見直し前契約がない場合は、見直し後契約は継続せず、告知義務違反として当社所定の基準により解除します。
- 見直し後契約が継続する場合は、見直し後契約の約款・保険料率等が適用されます。
- 保障見直し制度利用後は、見直し前契約に戻すことはできません。^①
 例えば、見直し後契約が告知義務違反に該当し、その一部が解除されたため見直し後契約の保障内容が変更される場合でも、見直し前契約に戻すことはできません。
- 詐欺による取消または不法取得目的による無効に該当した場合、見直し後契約は消滅し、すでに払込まれた保険料および充当価格の残額は払戻しません。

① 保障見直し制度を利用する際の主な注意点については、前ページを確認ください。

見直し前契約の契約日が2012年4月1日以前の場合

①保障見直し制度を利用する際の主な注意点

保障内容	見直し後契約では、次の保険金等のお支払いがなくなる等、見直し前契約から保障内容が変更されます。 ^① <ul style="list-style-type: none"> 高度障がい保険金 所定の高度障がい状態または身体障がい状態該当時の将来の保険料の払込みの免除
保障の対象	見直し後契約では、保障の対象は被保険者本人のみとなります。 <ul style="list-style-type: none"> 家族型等による、被保険者の家族を対象とする保障はありません。
制度等	見直し後契約では、保険料の払込みがない場合、保険料の払込みの案内を行ったうえで、ご契約を解除します。 ^② <ul style="list-style-type: none"> 解除されたご契約をもとに戻すことはできません。 保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。^③
	見直し後契約を解約する場合、解約請求時までに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合、お支払いする解約払戻金から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。 ^④

①見直し後契約の保障内容の詳細は、「7. 保障内容」を確認ください。

②詳細は、「11. 保険料の払込みの案内とご契約の解除」を確認ください。

③契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、貸付金を未払込保険料に振替えることができる場合があります。

詳細は、「17. 契約貸付制度」の「契約貸付制度を利用した保険料の払込み」を確認ください。

④詳細は、「16. 解約と解約払戻金」の「解約と解約払戻金」を確認ください。

②保障内容の見直し方法について

○保障内容の見直しにあたっては、次の方法もありますので、あわせて検討ください。

方法	しくみ	特徴	保険料	現在のご契約
保障見直し制度	現在のご契約の責任準備金等（見直し価格）を新しいご契約の保険料の一部に充当する方法です。	保障額の見直しと同時に、保険種類や期間等を総合的に変更することができます。	保障見直し制度の利用時の年齢・保険料率により保険料を計算し、見直し価格を充当したあとの保険料を払込みいただきます。	<u>消滅します。</u>
保険金額等の増額	現在のご契約の保険金額等を増額して、保障額を大きくする方法です。	現在のご契約の保障内容や保険期間は変えずに、死亡保障額等を増やすことができます。	ご契約時の年齢・保険料率により増額分の保険料を計算し、現在の保険料に加えて払込みいただきます。	継続します。
追加契約	現在のご契約とは別に、新しいご契約に加入いただく方法です。ご契約が1件増えます。	現在のご契約はそのまま継続し、別のご契約に加入いただくことで、保障を充実することができます。	加入時の年齢・保険料率で計算した、別の新しいご契約の保険料を払込みいただきます。	継続します。
特約変更制度	現在のご契約を解約することなく、変更する特約の責任準備金を新しい特約の一部に充当する方法です。	現在のご契約の主契約等の保障内容は変えずに、所定の特約のみ新しい特約に変更することができます。	変更日の直前の契約応当日における年齢、変更申込日の保険料率により変更後特約の保険料を計算し、責任準備金を充当したあとの保険料を払込みいただきます。	<u>変更対象となる特約は消滅し</u> 、主契約および変更対象とならない特約は継続します。
保険金額等の減額	所定の範囲内で保障額を減額し、現在のご契約を解約することなく保険料の負担を軽くする方法です。	現在のご契約の保障額を減らすことで、保険料の払込みの負担を軽くすることができます。	減額したあとの所定の保険料を払込みいただきます。 (減額分の解約払戻金がある場合には、お支払いします。)	保障額が減額された状態で継続します。
払済保険への変更	現在のご契約の解約払戻金を一時払の保険料に充当して保険料払込済の保険契約に変更する方法です。 (保険金額等は、通常、小さくなります。)	現在のご契約の保険料の払込みを中止し、保険料払込済の保険契約に変更することができます。	以後の保険料の払込みは不要となります。	保険料払込済の保険契約として継続します。 <u>付加されている特約（リビング・ニーズ特約を除く）は消滅します。</u>

※上記の方法は、契約日やご契約内容等によって取扱いできない場合があります。

詳しくは、当社までお問合せください。

見直し前契約の契約日が2012年4月2日以降の場合(※)

※契約日が2012年4月2日以降の場合でも、見直し前契約がこの保険の発売前の保険（E Xシリーズ）のときは、「見直し前契約の契約日が2012年4月1日以前の場合」を確認ください。

○保障内容の見直しにあたっては、次の方法もありますので、あわせて検討ください。

方法	しくみ	特徴	保険料	現在のご契約
保障見直し制度	現在のご契約の責任準備金等（見直し価格）を新しいご契約の保険料の一部に充当する方法です。	保障額の見直しと同時に、保険種類や期間等を総合的に変更することができます。	保障見直し制度の利用時の年齢・保険料率により保険料を計算し、見直し価格を充当したあとの保険料を払込みいただきます。	<u>消滅します。</u>
一部保障見直し制度	組み合わせた一部の保険契約の責任準備金等（見直し価格）を見直し後の保険契約の保険料の一部に充当する方法です。	必要な保障は継続しつつ、保障額の見直しや保険種類、期間等を総合的に変更することができます。	一部保障見直し制度の利用時の年齢・保険料率により、見直し後の保険契約の保険料を計算し、見直し価格を充当したあとの見直し後の保険契約の保険料を、見直し対象とならない保険契約の保険料と合算して払込みいただきます。	<u>見直し対象となる保険契約は消滅し、見直し対象とならない保険契約は継続します。</u>
保障追加制度	現在のご契約に、新たに加入する保険契約を追加で組み合わせる方法です。	現在のご契約はそのまま継続しつつ、新たに加入する保険契約を追加で組み合わせることができます。	保障追加制度利用時の年齢・保険料率により新たに加入する保険契約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料と合算して払込みいただきます。	継続します。
終身変更制度	現在ご加入の保険契約を、毎年の契約応当日に終身保険または保険期間が終身の保険契約に変更する方法です。 （保障額は変更前の保険契約と同額以下となります。）	現在ご加入の定期保険の全部または一部を、診査や告知なしで終身保険にする等の変更ができます。	終身変更制度の利用時の年齢・保険料率により変更後の保険契約の保険料を計算し、払込みいただきます。	<u>変更前の保険契約のうち、変更対象となる部分は消滅し、変更対象とならない部分は継続します。</u>
更新時・指定年齢到達時の保障内容の変更	更新時・指定年齢到達時に保険契約の保険期間等を変更する方法です。 （保障額は変更前の保険契約と同額以下となります。）	更新時・指定年齢到達時に診査や告知なしで保険期間等を変更することができます。	制度利用時の年齢・保険料率により変更後の保険契約の保険料を計算し、払込みいただきます。	<u>変更対象となる保険契約は消滅します。</u>

※上記の方法は、契約日やご契約内容等によって取扱いできない場合があります。
詳しくは、当社までお問合せください。

次ページにつづく

方法	しくみ	特徴	保険料	現在のご契約
追加契約	現在のご契約とは別に、新しいご契約に加入いただく方法です。ご契約が1件増えます。	現在のご契約はそのまま継続し、別のご契約に加入いただくことで、保障を充実することができます。	加入時の年齢・保険料率で計算した、別の新しいご契約の保険料を払込みいただきます。	継続します。
年金支払への移行	終身保険の死亡保障に代えて、年金を受取る方法です。 (通常、年金額の総額は、年金支払の移行対象となる死亡保険金額より小さくなります。)	保険料払込期間経過後のいずれかの契約応当日に、終身保険の全部または一部について、将来の死亡保険金のお支払いに代えて、年金支払に移行することができます。	当制度は保険料払込期間経過後のお取扱いのため、以後の保険料の払込みは不要です。	終身保険のうち、 年金支払の移行対象となる部分は消滅し、 移行対象とならない部分は継続します。
保険金額等の減額	所定の範囲内で保障額を減額し、現在のご契約を解約することなく保険料の負担を軽くする方法です。	現在のご契約の保障額を減らすことで、保険料の払込みの負担を軽くすることができます。	減額したあとの所定の保険料を払込みいただきます。 (減額分の解約払戻金がある場合には、お支払いします。)	保障額が減額された状態で継続します。
払済保険への変更	現在のご契約の解約払戻金を一時払の保険料に充当して保険料払込済の保険契約に変更する方法です。 (保険金額等は、通常、小さくなります。)	現在のご契約の保険料の払込みを中止し、保険料払込済の保険契約に変更することができます。	以後の保険料の払込みは不要となります。	保険料払込済の保険契約として継続します。 組み合わせた複数の保険契約のうち、払済保険に変更する保険契約以外の保険料払込中の保険契約は消滅します。

※上記の方法は、契約日やご契約内容等によって取扱いできない場合があります。

詳しくは、当社までお問合せください。

4

申込みに際して現在のご契約を解約・減額して 新しいご契約に加入する場合

現在のご契約を解約・減額し、新しいご契約に加入する場合、次の点が不利益となります。

<現在のご契約について不利益となる点>

解約払戻金	解約・減額の際にお支払いする金額は、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。 保険種類やご契約後の経過年月数によっては、解約払戻金はまったくないか、あってもごく少額です。
配当金	解約・減額した場合は、解約・減額せずにご契約を継続した場合に比べて、配当金が少なくなることがあります。 また、ご契約後、所定年数を経過したご契約に対する配当の権利等を失う場合があります。

<新しいご契約について不利益となる点>

保障内容	<u>新しいご契約では、現在のご契約から保障内容が変更されます。</u> 新しいご契約には、次の保障はありません。 ・高度障がい保険金 ・所定の高度障がい状態または身体障がい状態該当時の将来の保険料の払込みの免除
保険料	<u>保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率等は、現在のご契約と新しいご契約とで異なることがあります。</u> ・新しいご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。
制度等	<u>新しいご契約では、保険料の払込みがない場合、保険料の払込みの案内を行ったうえで、ご契約を解除します。^①</u> ・解除されたご契約をもとに戻すことはできません。 ・保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。 ^②
	<u>ご契約時に健康状態等を告知する義務があります。</u> ・新しいご契約の責任開始の日 ^③ を起算日として、告知義務違反 ^④ による解除の規定が適用されます。また、詐欺による取消の規定等についても、新しいご契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。 ・告知が必要な傷病歴等がある場合は、新しいご契約の引受けができなかったり、その告知をしなかったために新しいご契約が解除・取消となることがあります。
	<u>新しいご契約を解約する場合、解約請求時までに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合、お支払いする解約払戻金から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。^⑤</u>
保険金のお支払い	現在のご契約のままであれば、保険金をお支払いできる場合であっても、新しいご契約では、責任開始の日から3年以内の自殺の場合等について、保険金をお支払いできないことがあります。

①詳細は、「11. 保険料の払込みの案内とご契約の解除」を確認ください。

②契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、貸付金を未払込保険料に振替えることができる場合があります。

詳細は、「17. 契約貸付制度」の「契約貸付制度を利用した保険料の払込み」を確認ください。

③責任開始の日
「6. 責任開始（保障の開始）と契約日」参照

④告知義務違反
「5. 健康状態等の告知義務」参照

⑤詳細は、「16. 解約と解約払戻金」の「解約と解約払戻金」を確認ください。

5 健康状態等の告知義務

告知義務とは

契約者や被保険者は、ご契約時に健康状態等を当社に告知する義務があります。^①

○生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。初めから健康状態のよくない人や危険度の高い職業に従事されている人等が無条件に加入すると、保険料負担の公平性が保たれません。したがって、契約者や被保険者には、健康状態等について当社に告知する義務があります。

①告知に加え、診査が必要となる場合があります。

告知の方法

契約者や被保険者は、「告知書」で当社がお伺いすることについて、事実をありのまま正確にもれなく記入（告知）ください。

○告知事項は「告知書^②」に記載しています。

また、当社指定の医師による診査を受ける際には、「告知書」に記載の事項のほか、医師が口頭で告知を求める場合がありますので、同様に事実をありのまま正確にもれなく告知ください。

②告知書

当社所定の端末を使用する方法を含みます。

○告知にあたり、生命保険募集人^③が、傷病歴や健康状態等について事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

③生命保険募集人

当社職員、募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。



■当社指定の医師以外の職員に口頭で伝えただけでは告知にはなりません。

「告知書」に記入したこと、当社指定の医師に口頭で伝えたことが告知となります。生命保険募集人や当社の確認担当職員^④には告知を受ける権限がありません。そのため、これらの者に口頭で伝えたり、健康診断の結果資料等を提示したりしても告知にはなりません。

④確認担当職員

当社が委託した確認担当者を含みます。

告知義務違反

「告知義務違反」があった場合、当社にご契約を解除することがあります。

○契約者や被保険者の故意または重大な過失により、事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。(*)

この場合、すでに払込まれた保険料は払戻さず、解約払戻金があれば、その金額を契約者にお支払いします。①

○告知義務違反によるご契約の解除に関する取扱いは、「責任開始②の日から告知義務違反が判明するまでの期間」によって、次のとおりとなります。

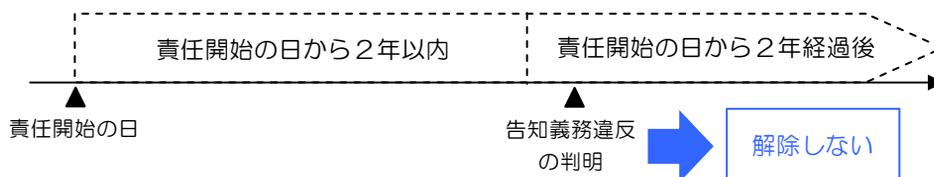
＜責任開始の日から2年以内に告知義務違反が判明したケース＞

告知義務違反としてご契約を解除することがあります。
この場合、保険金をお支払いできません。

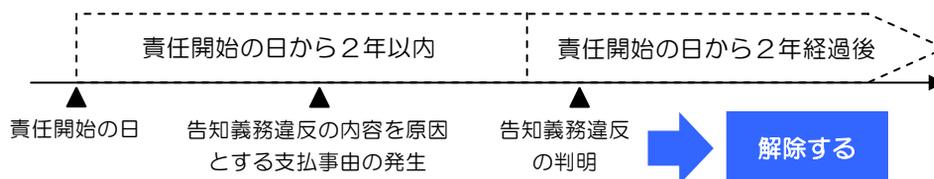


＜責任開始の日から2年経過後に告知義務違反が判明したケース＞

告知義務違反による解除を行いません。



ただし、責任開始の日から2年以内に解除の原因となる事実により、保険金の支払事由が発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
この場合、保険金をお支払いできません。



○ご契約を解除した場合でも、保険金の支払事由の発生が、解除の原因となった事実によらないときは、保険金をお支払いします。

○告知義務違反としてご契約を解除する場合以外にも、保険金をお支払いできないことがあります。例えば、告知義務違反の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消③を理由として、ご契約を取消することがあります。この場合、保険金のお支払いができず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

(*) 告知にあたり、生命保険募集人が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合または事実と異なることを告げることを勧めた場合、当社にご契約を解除することはできません。

こうした生命保険募集人の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められるときには、当社にご契約を解除することがあります。

① 未払込保険料がある場合、解約払戻金から未払込保険料を差引きます。

② 責任開始
「6. 責任開始（保障の開始）と契約日」の「責任開始（保障の開始）」参照

③ 詐欺による取消
「15. 保険金をお支払いできない場合」参照

「ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

請求やお支払い

「ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

傷病歴等がある場合のご契約の引受け

傷病歴等があっても、加入できる場合があります。

○傷病歴・通院事実等を告知した場合、後日所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。

○告知等の結果をふまえ、当社は次のいずれかのとおり取扱います。

- ・申込内容どおり引受ける。
- ・特別な条件^①をつけたうえで、引受ける。

この場合には、「特別条件付契約のしおり」をお渡しします。このしおりで示した条件を了解いただければ、当社の承諾によりご契約は成立します。その場合、所定の「承諾書」に署名ください。^②

- ・今回はお断りする。

①特別な条件

次の特別な条件をつけて引受けることがあります。

- ・保険料の割増
- ・保険金の削減

等

②契約者が法人の場合、署名に加え押印が必要です。

6

責任開始(保障の開始)と契約日

責任開始(保障の開始)

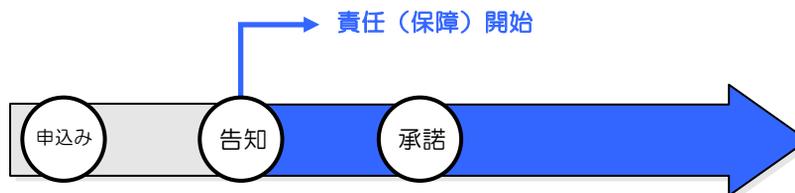
当社がご契約の申込みを承諾した場合、申込みと告知がともに完了した時から、当社は契約上の責任(保障)を開始します。

○ご契約は、ご契約の申込みを当社が承諾した場合に成立します。

○承諾した場合は、契約者に「[契約内容通知書^①](#)」を送付します。

《責任開始(保障の開始)の例》

○当社がご契約の申込みを承諾した場合、申込みと告知がともに完了した時にさかのぼって、責任(保障)を開始します。



①契約内容通知書
「2. 申込みの際して」の「申込みの際してのご留意点」参照

契約日

契約日は「[契約内容通知書](#)」で確認できます。

○月払契約の申込みの際に、次のいずれかの特約を付加した場合、契約日は責任開始の日の属する月の翌月1日となります。

- 保険料口座振替扱特約
- 保険料クレジットカード扱特約
- 保険料団体扱特約
- 事業保険扱特約

○年払契約や金融機関等への振込扱のご契約の場合、契約日は責任開始の日となります。

7

保障内容

① 長期定期保険

～一定期間、死亡に備える保険～

「15. 保険金をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

お支払いできる場合

被保険者が死亡した場合、死亡保険金受取人に保険金をお支払いします。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由に該当した場合、保険金をお支払いします。

死亡保険金	
支払事由	死亡したとき
支払額	保険金額
受取人	死亡保険金受取人

② 傷害保障重点期間設定型長期定期保険

～所定の期間、傷害による死亡に重点的に備え、その後一定期間、
傷害を原因とするかによらず死亡に備える保険～

「15. 保険金をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

お支払いできる場合

第1 保険期間中に被保険者が傷害により死亡した場合は傷害死亡保険金を、傷害以外により死亡した場合は死亡保険金を、死亡保険金受取人にお支払いします。
第2 保険期間中に死亡した場合は死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。

<第1 保険期間中>

○被保険者が第1 保険期間中に次の支払事由に該当した場合、保険金をお支払いします。

	傷害死亡保険金	死亡保険金
支払事由	責任開始時以後に発生した 傷害 ^① を直接の原因として 死亡したとき	死亡したとき (ただし、傷害死亡保険金が支払われない 場合に限ります。)
支払額	保険金額	被保険者の死亡した日における 責任準備金額 ^②
受取人	死亡保険金受取人	

① 傷害

疾病・老衰は含まれません。また、「軽微な傷害により疾病を発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な傷害」および「処刑」を除きます。傷害に該当する事例や、傷害死亡保険金をお支払いできない場合については、次ページおよび「15. 保険金をお支払いできない場合」を確認ください。

② 責任準備金額

責任準備金とは、将来の保険金等をお支払いするために保険料の中から積立てるお金をいいます。

<第2 保険期間中>

○被保険者が第2 保険期間中に次の支払事由に該当した場合、保険金をお支払いします。

	死亡保険金
支払事由	死亡したとき
支払額	保険金額
受取人	死亡保険金受取人



■ 第1 保険期間中に傷害以外により死亡した場合は、傷害死亡保険金ではなく、死亡保険金の支払対象となります。死亡保険金がお支払される場合、支払額（責任準備金額）は傷害死亡保険金の金額より少なく、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

請求やお支払い
保険金の

ご契約後の取扱い

その他生命保険に
関するお知らせ

傷害死亡保険金をお支払いできない場合

傷害以外により死亡した場合や疾病を主たる原因として死亡した場合等、傷害死亡保険金をお支払いできない場合があります。

(1) 傷害以外により死亡した場合

○傷害以外の原因により死亡した場合は、傷害死亡保険金をお支払いできません。

(2) 疾病を主たる原因として死亡した場合

○傷害を原因として死亡したときであっても、疾病を主たる原因として死亡したと認められる場合は、傷害死亡保険金をお支払いできません。

傷害に該当する事例・該当しない事例

○傷害に該当する事例・該当しない事例については、例えば以下のとおりです。



傷害に該当する事例

- ・交通事故
- ・転倒、転落
- ・溺水
- ・食物等を詰まらせての窒息
- ・炎天下等の高温による熱中症
- ・登山での低酸素状態による適応不全症（高山病） 等



傷害に該当しない事例

- ・疾病による心不全
- ・誤嚥性肺炎
- ・感染症
- ・エコノミークラス症候群 等



■**傷害を直接の原因として死亡し、傷害死亡保険金の支払事由に該当した場合であっても、免責事由に該当する等の他の事実関係が認められる場合には、傷害死亡保険金をお支払いできません。**^①

例えば、被保険者が第1保険期間中に交通事故により死亡した場合でも、自殺と認められるときは、傷害死亡保険金をお支払いできません。

①詳細は、「15. 保険金をお支払いできない場合」を確認ください。

③ 逓増定期保険

～所定の期間経過後に毎年50%の割合で保険金額が逓増し、一定期間、死亡に備える保険～

「15. 保険金をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

お支払いできる場合

被保険者が死亡した場合、死亡保険金受取人に保険金をお支払いします。

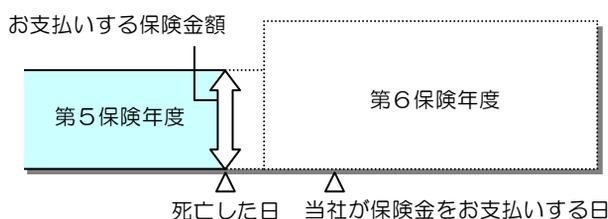
○被保険者が保険期間中に次の支払事由に該当した場合、保険金をお支払いします。

死亡保険金	
支払事由	死亡したとき
支払額	保険金額
受取人	死亡保険金受取人

○お支払いする保険金額は、支払事由に該当した日の保険金額となります。（当社が保険金をお支払いする日の金額ではありません。）

《支払事由に該当した日と保険金をお支払いする日の保険金額が異なるケース》

【例】 逓増率変更年度が第6保険年度のご契約で、第5保険年度に被保険者が死亡し、第6保険年度に保険金をお支払いする場合
⇒第5保険年度の保険金額をお支払いします。



ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

保険金の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

④ リビング・ニーズ特約

～余命6カ月以内と判断されるときに、死亡保険金の全部または一部を受取ることができる特約～

「15. 保険金をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

お支払いできる場合

余命6カ月以内と判断されるときに、死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いします。

○リビング・ニーズ特約は、長期定期保険および逡増定期保険に自動的に付加されます。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由に該当した場合、特約保険金をお支払いします。

特約保険金	
支払事由	余命が6カ月以内と判断されるとき
支払額	$\left[\begin{array}{l} \text{受取人が指定した} \\ \text{保険金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{請求日から6カ月間の指定した保険金額に対応する利息（所定の} \\ \text{利率}^{\text{①}} \text{により計算します。）および保険料に相当する金額} \end{array} \right]$
請求金額の限度	死亡保険金額の範囲内 ^② 、かつ、3,000万円以内 ^③ の金額
受取人	被保険者 （契約者が法人であり、かつ、契約者が死亡保険金受取人である場合、「法人（契約者）」が受取人となります。）



① 所定の利率

利率は金利水準等により変動することがあります。利率については、当社ホームページを参照ください。

② 死亡保険金額の範囲内

逡増定期保険の場合、請求日における死亡保険金額の範囲内となります。

③ 3,000万円以内

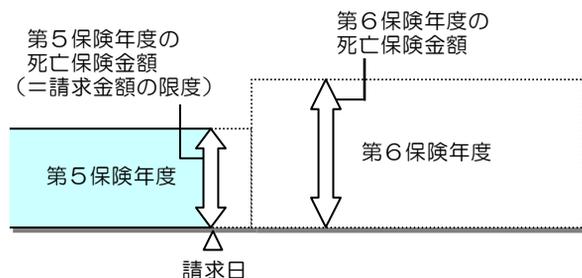
複数の保険契約に加入し、それぞれにリビング・ニーズ特約を付加している場合でも、1人の被保険者につき請求できる金額の限度は3,000万円となります。

○死亡保険金額の全部をお支払いした場合、請求日にその保険契約は消滅したものとします。

《逡増定期保険の例》

- 【例】・第5保険年度の死亡保険金額：3,000万円
- ・逡増率変更年度：第6保険年度

○第5保険年度に第5保険年度の死亡保険金額の全部を請求した場合、第5保険年度の死亡保険金額の全部をお支払いすることで、請求日に逡増定期保険は消滅したものとします。



○死亡保険金額の一部をお支払いした場合、次のとおり取り扱います。

<長期定期保険の場合>

死亡保険金額は、指定した保険金額分、請求日に減額されたものとします。

<通増定期保険の場合>

基本保険金額は、指定した保険金額に対応する基本保険金額分、請求日に減額されたものとします。そのため、特約保険金お支払後の各保険年度の死亡保険金額は、次のように計算されます。

$$\text{各保険年度の死亡保険金額} = \text{減額後の基本保険金額} (*) \times \text{基本保険金額に乗じる率} \textcircled{1}$$

< (*) 減額後の基本保険金額 >

$$\text{減額前の基本保険金額} - \left[\text{指定した保険金額} \times \frac{\text{基本保険金額}}{\text{請求日における死亡保険金額}} \right]$$



- **保険期間満了前 1 年以内** ^② の保険契約の死亡保険金額については、特約保険金としてお支払いできません。
- 特約保険金の請求中に被保険者が死亡した場合は、死亡保険金受取人から死亡保険金を請求ください。
- 特約保険金を受取った後、6 カ月以内に被保険者が死亡した場合でも、差引いた 6 カ月分の利息・保険料相当額については返金しません。
- 余命 6 カ月以内の判断は、当社が行います。
余命 6 カ月以内の判断は、医師が記入した診断書や請求書類等の内容、もしくは当社が確認を行った結果にもとづいて行います。
余命 6 カ月以内とは、請求時において、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が 6 カ月以内であることをいいます。
- 死亡保険金の一部をお支払いした場合、減額されたものとする指定した保険金額分についての解約払戻金はお支払いできません。
- 特約保険金は 1 回限りのお支払いとなります。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

① 基本保険金額に乗じる率
基本保険金額に乗じる率は、通増率にもとづき計算します。詳細は、「約款抜粋」の別表 3 を確認ください。

② 保険期間満了前 1 年以内
特約保険金の請求書類が当社に到達した日が、保険期間満了前 1 年以内であることをいいます。

8 配当金

当社の決算により剰余金が生じた場合、契約者に配当金をお支払いします。

○配当金は、毎年の決算により生じた剰余金から割当てられ、次の契約応当日から**所定の利率^①**により計算した利息をつけて積立てます。^②

積立てられた配当金は、次のときに契約者にお支払いします。

- ・契約者からの請求があったとき
- ・ご契約が消滅したとき



① 所定の利率

利率は金利水準等により変動することがあります。利率については、当社ホームページを参照ください。



注意

■リビング・ニーズ特約には、配当金がありません。

■当社の決算状況やご契約の収支状況によっては、配当金をお支払いできない場合があります。

■保険金のお支払いによりご契約が消滅した場合、積立てられた配当金は、保険金とともに保険金の受取人にお支払いします。

② そのほかに、ご契約後所定年数を経過し、かつ、所定の要件を満たすご契約に対し、配当金をお支払いする場合があります。

9 保険料の払込方法

保険料の払込経路

保険料の払込経路には、口座振替扱、団体扱、金融機関等への振込扱、クレジットカード扱があります。

払込経路	取扱内容
口座振替扱	銀行等の金融機関 ^① の口座から、自動的に保険料が振替えられます。 ^②
団体扱	当社と団体取扱契約を締結されている勤務先等の団体を経由して、保険料を払込みいただきます。 ^{②③}
金融機関等への振込扱	当社が送付する払込用紙で、指定の金融機関等に保険料を払込みいただきます。
クレジットカード扱	クレジットカード ^① により、保険料を払込みいただきます。 ^②

① 銀行等の金融機関、クレジットカード

当社が指定した銀行等の金融機関、クレジットカード発行会社に限ります。

② 各経路に応じた特約を付加していただきます。
当社が特約の付加を取扱っていない場合は、その経路への変更はできません。

③ 第1回目の保険料は、当社が送付する払込用紙で、指定の金融機関等に払込みいただきます。

④ 保険料の払込回数は相互に変更することができます。
この場合、当社所定の契約応当日から保険料の払込回数を変更します。
なお、保険料の払込みが免除されたときは変更できません。



⑤ 所定の率

率については、当社ホームページを参照ください。



⑥ 所定の利率

利率は金利水準等により変動することがあります。
利率については、当社ホームページを参照ください。

⑦ 消滅等

ご契約の減額等を含みます。

⑧ 保険金額

増定期保険の場合は、基本保険金額となります。



■ 保険料の払込経路によっては、保険料が異なることがあります。
このため、払込経路を変更する場合、保険料が変更となることがあります。

保険料の払込回数

保険料の払込回数には、月払、年払があります。^④

○月払の場合、毎月1回、保険料を払込みいただきます。

年払の場合、毎年1回、保険料を払込みいただきます。

○当社の定める範囲内で、保険料をまとめて払込む方法があります。

まとめて払込む方法	払込回数		しくみ
	月払	年払	
一括払込	○	×	当月分以後の3カ月分～12カ月分の保険料をまとめて払込みいただきます。この場合、 所定の率 ^⑤ で保険料を割引きます。
前納	×	○	所定の範囲内で保険料をまとめて払込みいただきます。この場合、 所定の利率 ^⑥ で保険料を割引きます。 まとめて払込まれた保険料は、 所定の利率 ^⑥ により計算した利息をつけて積立て、契約応当日ごとに保険料に充当します。

○一括払込または前納を利用した場合、ご契約が**消滅等**^⑦したときには、一括払込または前納した保険料の残額があれば契約者に払戻します。



■ 保険金額^⑧を減額した場合は、一括払込・前納の効力は失われ、一括払込または前納した保険料の残額を契約者に払戻します。

■ 保険金のお支払いにより保険契約が消滅する場合、一括払込または前納した保険料の残額は、保険金とともに保険金の受取人にお支払いします。

10 保険料の払込期月・保険料期間

保険料の払込期月

毎回の保険料を払込みいただく期間のことを、払込期月といいます。
 保険料は払込期月内に払込みください。

○保険料の払込期月は次のとおりです。

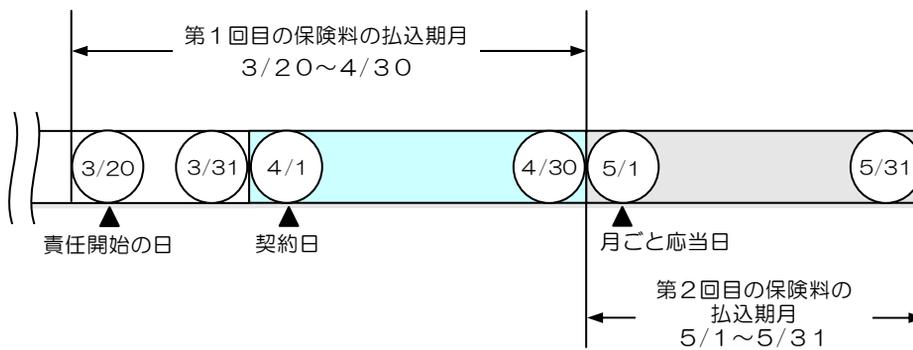
払込期月	
第1回目の保険料	責任開始の日から翌月の末日まで
第2回目以後の保険料	月ごと応当日（年払の場合は契約応当日）の属する月の1日から末日まで

《保険料の払込期月の例》

【月払契約】 契約日：4月1日 月ごと応当日：各月1日

○第1回目の保険料は、3/20から4/30の間に払込みください。

○第2回目の保険料は、5/1から5/31の間に払込みください。



■払込期月内に保険料の払込みがない場合、当社は保険料の払込みを案内しません。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

保険料期間

払込まれた保険料が充当される期間を、保険料期間といいます。

○保険料期間は、月ごと応当日（年払の場合は、契約応当日）からその翌月の月ごと応当日（年払の場合は、その翌年の契約応当日）の前日までの期間です。^①

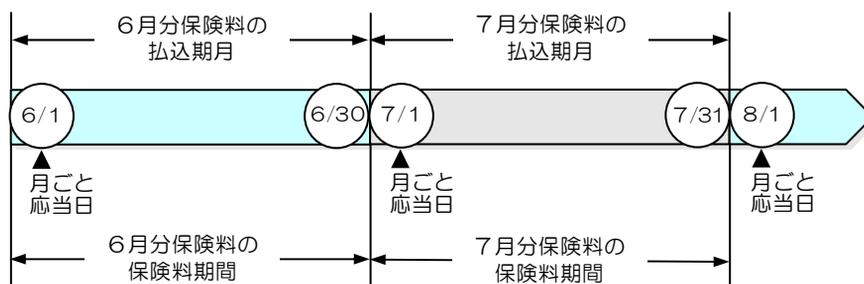
○月払契約については、契約日が月の1日の場合、払込期月と保険料期間は同じ期間ですが、契約日が月の1日でない場合は、払込期月と保険料期間は異なる期間になります。

① 第1回目の保険料の保険料期間は、契約日からその翌月の月ごと応当日（年払の場合は、その翌年の契約応当日）の前日までの期間です。

《保険料期間の例1》

【月払契約】 契約日：4月1日 月ごと応当日：各月1日

○払込期月と保険料期間は同じ期間になります。

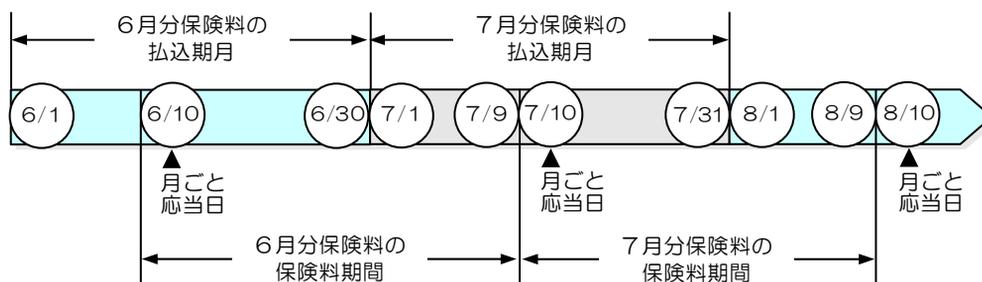


- ・6月分保険料で、6/1～6/30の期間を保障します。
- ・7月分保険料で、7/1～7/31の期間を保障します。

《保険料期間の例2》

【月払契約】 契約日：4月10日 月ごと応当日：各月10日

○払込期月と保険料期間は異なる期間になります。



- ・6月分保険料で、6/10～7/9の期間を保障します。
- ・7月分保険料で、7/10～8/9の期間を保障します。

11 保険料の払込みの案内とご契約の解除

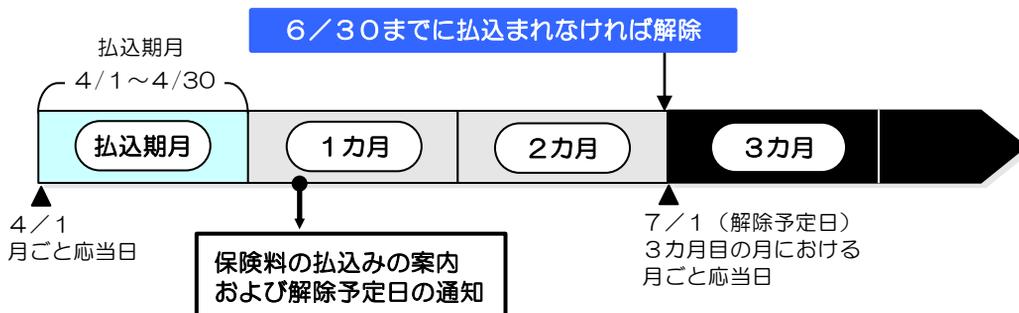
保険料の払込みの案内と解除の取扱い

保険料の払込みがないまま解除予定日を迎えた場合、ご契約は解除されます。

- 払込期月に契約者から保険料の払込みがない場合、当社は次の内容を契約者に通知します。
 - ・保険料の払込みの案内（催告^①）
 - ・解除予定日の前日までに保険料が払込まれなければ、解除予定日の到来をもってご契約を解除すること
- 解除予定日は、払込期月の経過後3カ月目の月における月ごと応当日です。

＜保険料の払込みの案内とご契約の解除の例＞

【月払契約】 契約応当日：1月1日 月ごと応当日：各月1日



○解約払戻金がある場合は、解約払戻金から解除日まで到来している保険料期間の未払込保険料を差引いてお支払いします。



- この保険には、保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、所定の範囲内で保険料に充当できる場合があります。^②
- 当社に登録いただいた住所について引越し等により変更がある場合、必ず連絡ください。^③
住所変更のご連絡がない場合は、当社は変更前の住所に保険料の払込みの案内および解除予定日の通知を送付しますので、変更後の住所に届かない場合があります。この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通知が到達したものとみなし、ご契約が解除されることとなります。
- 解除予定日の前日が営業日^④でない場合であっても、解除予定日は変更されません。
- 解除されたご契約を元に戻すことはできません。

①催告
払込期月内に保険料の払込みがないご契約の契約者に対し、当社が保険料の払込みを請求することをいいます。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

②詳細は「17. 契約貸付制度」の「契約貸付制度を利用した保険料の払込み」を確認ください。

③詳細は「20. 住所等の変更にもなう手続き」を確認ください。

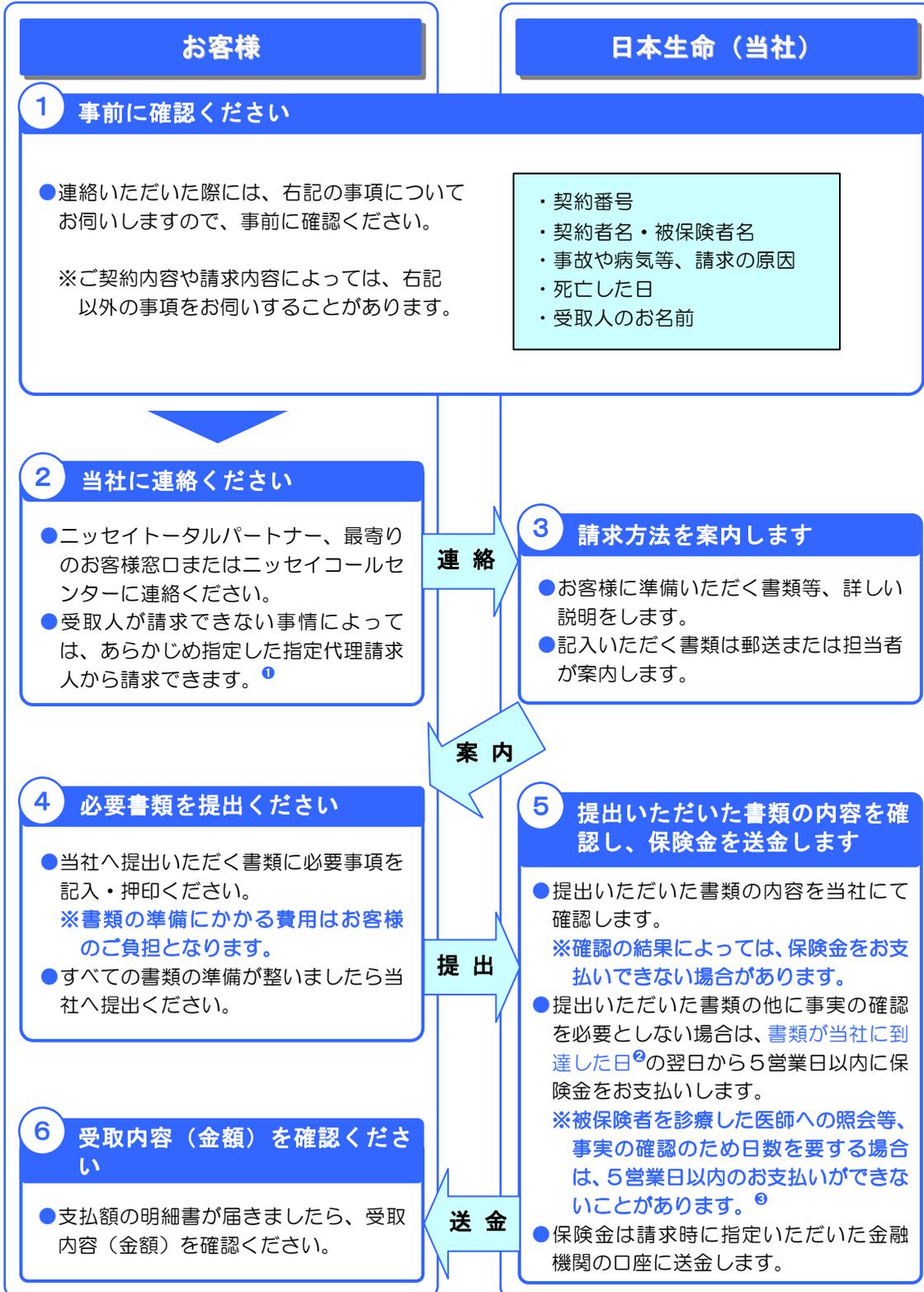
④営業日
営業日とは、次の日を除く日をいいます。
・土曜日、日曜日
・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
・12月31日から翌年1月3日（2019年1月現在の取扱いです。）

12 保険金の請求

保険金の請求手続の流れ

保険金の支払事由に該当した場合には、すみやかに当社に連絡ください。

○保険金は次の請求手続の流れに沿って保険金の受取人から行ってください。



①詳細は、「13. 指定代理請求人による請求」を確認ください。

②書類が当社に到達した日
完備された書類が当社に到達した日をいいます。

③5営業日以内のお支払いができない場合には、次ページを確認ください。

④確認担当職員
当社が委託した確認担当者を含みます。

○お客様情報、申込内容、告知内容または保険金の請求内容等の確認のため、当社の確認担当職員^④が、契約者・被保険者・受取人に訪問や電話をすることがあります。
また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認することがあります。

保険金のお支払いの時期

保険金の請求があった場合、当社は必要書類が当社に到達した日の翌日から5営業日以内に保険金をお支払いします。
 ただし、当社に提出いただいた書類だけではお支払いするための確認ができない場合、5営業日以内にお支払いできないことがあります。

○当社に提出いただいた書類だけでは確認ができず、5営業日^①以内にお支払いできない場合は、次の取扱いとなります。

	保険金をお支払いするための確認等が必要な場合	支払期限
(1)	保険金をお支払いするために確認が必要な次の場合 ^② ア. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 イ. 保険金のお支払いの免責事由に該当する可能性がある場合 ウ. 告知義務違反に該当する可能性がある場合 エ. 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	書類が当社に到達した日の翌日から45日以内
(2)	上記(1)の確認を行うために特別な照会や確認が必要な次の場合 ア. 弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会が必要な場合 イ. 刑事手続の結果についての捜査機関または裁判所への照会が必要な場合 ^③ ウ. 日本国外における確認が必要な場合	書類が当社に到達した日の翌日から180日以内

○支払期限をこえて保険金をお支払いする場合は、所定の利息をつけてお支払いします。



■保険金をお支払いするための確認等に際し、契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、またはその確認等に応じなかった場合^④は、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金をお支払いできません。

①営業日

営業日とは、次の日を除く日をいいます。

- ・土曜日、日曜日
- ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ・12月31日から翌年1月3日（2019年1月現在の取扱いです。）

②(2)に該当しない場合に限りです。

③(1)の「イ」および「エ」の確認を行う場合に限りです。

④当社の指定した医師による必要な診断に応じなかった場合を含みます。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

保険金・給付金のお受取りに関する相談窓口

保険金のお受取りに関する相談窓口を開設しています。

※2019年4月現在の取扱いを記載しています。

○ご契約の解除や保険金のお受取りに関して不明な点や納得いただけない点がございましたら、次の相談窓口までお問合せください。

■保険金・給付金のお受取りに関する相談窓口

0120-812-196

通話料無料

〔受付時間〕月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く）

※電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実等の観点から、録音させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

社外弁護士相談制度

当社の説明に納得いただかず、第三者に相談をお考えのお客様には、**社外弁護士^①**を紹介し、**無料**でご相談いただける「**社外弁護士相談制度^②**」を開設しています。

※2019年4月現在の取扱いを記載しています。

○社外弁護士相談制度の利用を希望される場合は、次の事務局までお問合せください。

■社外弁護士相談制度事務局

0120-227-580

通話料無料

〔受付時間〕月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く）

※上記の事務局へ予約のうえでのご相談となりますので、ご了承ください。

○保険金・給付金の受取内容について再査定が必要な場合は、「**支払サービス審査会^③**」にて審議を行います。

①社外弁護士

当社とは顧問契約を締結していない弁護士をいいます。

②社外弁護士相談制度

2014年4月より、「お申出制度（社外弁護士相談制度）」から名称変更

③支払サービス審査会

保険金・給付金に関するお客様からの異議等を受け支払査定の適切性の審査等を行い、支払担当部門に保険金・給付金に関する勧告を行う機関です。

保険金の支払方法の選択

保険金について、一時金でのお支払いのほか、年金支払・据置支払を選択できます。

(1) 年金支払（死亡保険金・傷害死亡保険金のみ）の取扱いです。）

○保険金の全部または一部を年金基金にあてて、毎年、年金としてお支払いします。

(2) 据置支払（死亡保険金・傷害死亡保険金のみ）の取扱いです。）

○保険金の全部または一部を据置き、据置期間満了時または受取人から請求があったときにお支払いします。



■年金支払・据置支払をご希望の場合、その時点での取扱いを案内しますので、当社まで申出ください。

年金支払・据置支払は、当社の定める範囲内で選択できます。

なお、申出時に当社が当制度を取扱っていない場合は、利用できません。

■年金額・据置金額が当社の定める限度を下回る場合、年金支払・据置支払を選択できません。

13 指定代理請求人による請求

指定代理請求人による請求

受取人がリビング・ニーズ特約の特約保険金を請求できないときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わって請求を行うことができます。
 ただし、受取人が法人となる場合^①は、当制度の利用はできません。

①受取人が法人となる場合
 契約者が法人であり、かつ、契約者が死亡保険金受取人である場合、「法人（契約者）」が受取人となります。

○契約者は被保険者の同意を得て、あらかじめ指定代理請求人を指定ください。

○指定代理請求の内容は、次のとおりです。

代理請求できる場合	受取人が保険金を請求できない次の事情があるとき、代理請求できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・保険金の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合 ・その他保険金を請求できない特別な事情があると当社が認めた場合
指定代理請求人の範囲	以下の範囲内で1名を指定代理請求人に指定できます。 (1) 被保険者と次の関係にある人 (ア) 戸籍上の配偶者 (イ) 直系血族 (ウ) 兄弟姉妹 (エ) 同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 (2) 上記のほか、被保険者と次の関係にある人で、当社が認めた人 (オ) 同居または生計を一にしている人 (カ) 財産管理を行っている人 (キ) 死亡保険金受取人 (ク) 上記(オ)～(キ)と同等の関係にある人 なお、保険金の請求時においても、この範囲内であることを要します。
代理請求できる保険金	・リビング・ニーズ特約の特約保険金

○契約者は、被保険者の同意を得て、上記指定代理請求人の範囲内で、指定代理請求人を変更することができます。

○指定代理請求人を指定されている場合は、支払事由および代理請求できる旨を指定代理請求人に伝えてください。



■指定代理請求人として保険金を請求できない場合があります。

故意に保険金の支払事由を生じさせた人、または故意に受取人を請求できない状態にした人は、指定代理請求人として保険金を請求できません。

■保険金を指定代理請求人にお支払いした場合、その後、重複してその保険金を請求いただいてもお支払いできません。

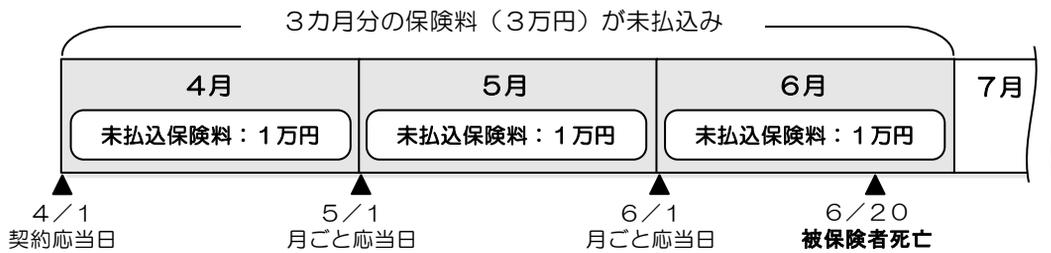
14 保険金のお支払い時の保険料の精算

保険金をお支払いする際、未払込保険料がある場合は、保険金から未払込保険料を差引いてお支払いします。

○保険金の支払事由に該当した場合で、その時までに来ている保険料期間の未払込保険料がある場合は、当社はお支払いする保険金から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。

＜未払込保険料がある場合の保険金のお支払い例＞

- 保険金額：1,000万円
- 4月、5月、6月分の保険料（月額1万円）が未払込み
- 被保険者が6/20に死亡



死亡保険金	1,000万円
ー) 未払込保険料	3万円
支払額	997万円

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

保険金の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

15 保険金をお支払いできない場合

お支払いできない場合

支払事由に該当しない場合や免責事由に該当した場合等は、当社は保険金をお支払いできません。^①

○傷害保障重点期間設定型長期定期保険の傷害死亡保険金に関するお支払いができない場合については、「7. 保障内容」の「②傷害保障重点期間設定型長期定期保険」の「傷害死亡保険金をお支払いできない場合」のページもあわせて確認ください。

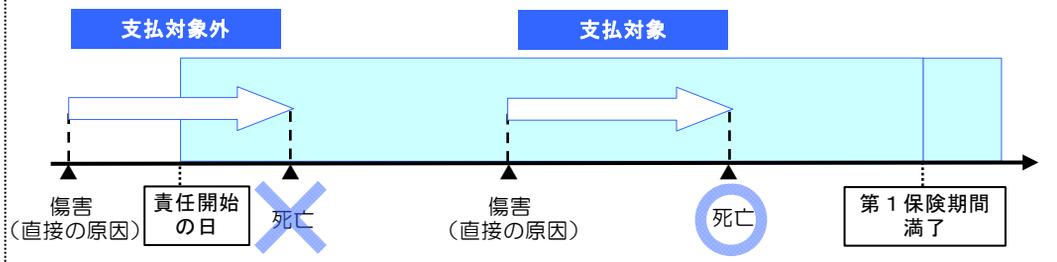
(1) 支払事由に該当しない場合

○保険金は、約款に定める支払事由に該当しない場合はお支払いできません。

例えば、傷害保障重点期間設定型長期定期保険の傷害死亡保険金については、責任開始^②時前に生じた傷害を直接の原因とする死亡の場合には、支払事由に該当しないため、傷害死亡保険金をお支払いできません。^③

《傷害死亡保険金の支払事由に該当しない場合の例》

○死亡の直接の原因となった傷害が第1保険期間中にない場合は、支払事由に該当しないため支払対象外となります。



(2) 免責事由に該当した場合

○免責事由に該当した場合には、支払事由に該当しても保険金をお支払いできません。免責事由は、保険金の種類によって、次のとおりとなります。

<死亡保険金の免責事由>

次の免責事由に該当した場合には、支払事由に該当しても死亡保険金をお支払いできません。この場合、契約者に責任準備金または解約払戻金をお支払いします。^④

ただし、傷害保障重点期間設定型長期定期保険の場合、Aの事由については免責事由に該当せず、死亡保険金（責任準備金額）をお支払いします。

	免責事由	契約者にお支払いする払戻金
A	責任開始の日から3年以内の被保険者の自殺	責任準備金
B	契約者の故意による被保険者の死亡 (上記Aを除きます。)	解約払戻金
C	死亡保険金受取人の故意による被保険者の死亡 ^⑤ (上記AおよびBを除きます。)	責任準備金

<傷害死亡保険金の免責事由>

次の免責事由に該当した場合には、支払事由に該当しても傷害死亡保険金をお支払いできません。

- ・契約者または被保険者の故意または重大な過失^⑥
- ・死亡保険金受取人の故意または重大な過失^⑦
- ・被保険者の犯罪行為
- ・被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故
- ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ・被保険者が無免許で運転^⑧している間に生じた事故
- ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故



①お支払いできない場合の詳細は、当社ホームページ登載の約款を確認ください。

②責任開始

「6. 責任開始（保障の開始）と契約日」の「責任開始（保障の開始）」参照

③死亡保険金の免責事由に該当しない場合は、死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いします。

④免責事由に該当した時までに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合、当社が支払うべき金額から未払込保険料を差引きます。

⑤死亡保険金受取人の故意による被保険者の死亡

故意に被保険者を死亡させた人が、死亡保険金の一部の受取人である場合には、当社はその残額を他の受取人にお支払いします。

⑥「被保険者の故意」には自殺行為を含みます。

⑦死亡保険金受取人の故意または重大な過失

故意または重大な過失により被保険者を死亡させた人が、傷害死亡保険金の一部の受取人である場合には、当社はその残額を他の受取人にお支払いします。

⑧無免許で運転

法令に定める運転資格を持たない運転をいいます。したがって、運転免許の効力停止中も含まれます。

＜リビング・ニース特約の特約保険金の免責事由＞

契約者または被保険者の故意^①や指定代理請求人の故意に該当した場合には、特約保険金をお支払いできません。

（３）告知義務違反^②による解除の場合

○契約者や被保険者の故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、当社のご契約を解除することがあります。

この場合、保険金をお支払いできず、契約者に解約払戻金をお支払いします。^③ また、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

ただし、保険金の支払事由の発生が、告知義務違反の原因と直接関係のない場合には、保険金をお支払いします。

（４）詐欺による取消の場合

○契約者、被保険者または保険金の受取人の詐欺によりご契約の締結が行われたものと認められる場合、当社のご契約を取消することがあります。

この場合、保険金をお支払いできず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

（５）不法取得目的による無効の場合

○契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的でご契約の締結が行われたものと認められる場合、ご契約は無効となります。

この場合、保険金をお支払いできず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

（６）重大事由による解除の場合

○次の（Ａ）～（Ｄ）の事項に該当した場合、当社のご契約を解除することがあります。

この場合、保険金をお支払いできず、契約者に解約払戻金をお支払いします。^④ また、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

ただし、（Ｃ）の事由にのみ保険金の受取人だけが該当した場合で、複数の保険金の受取人のうちの一部の保険金の受取人が（Ｃ）の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金の受取人にお支払いします。

この場合、（Ｃ）の事由に該当した一部の保険金の受取人にお支払いすることとなっていた保険金に対応する解約払戻金を、契約者にお支払いします。^⑤

（Ａ）契約者または保険金の受取人が保険金を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で故意に保険事故を発生させたとき^④

（Ｂ）保険金の請求に関して、保険金の受取人に詐欺があったとき^④

（Ｃ）契約者、被保険者または保険金の受取人が、反社会的勢力^⑥に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^⑥を有していると認められるとき

（Ｄ）上記（Ａ）～（Ｃ）のほか、当社の契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、当社がご契約の存続が困難と判断する、上記（Ａ）～（Ｃ）と同等の重大な事由があるとき

（７）保険金を削減して支払う場合

○戦争その他の変乱が原因で支払事由に該当した場合、該当する被保険者の数の増加がご契約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、死亡保険金、リビング・ニース特約の特約保険金を削減してお支払いする場合があります。

○地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱が原因で支払事由に該当した場合、該当する被保険者の数の増加がご契約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、傷害死亡保険金を削減してお支払いする場合があります。

①「被保険者の故意」には自殺行為、自傷行為を含みます。

②告知義務違反 「５．健康状態等の告知義務」の「告知義務違反」参照

③未払込保険料がある場合、解約払戻金から未払込保険料を差引きます。

④未遂の場合を含みます。

⑤反社会的勢力 暴力団、暴力団員（脱退後５年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

⑥反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、契約者もしくは保険金の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

保険金をお支払いできる場合・お支払いできない場合の事例

※保険金をお支払いできる場合、またはお支払いできない場合をわかりやすく説明するために、代表的な事例をあげたものです。
なお、次の事例に記載の内容以外に他の事実関係が認められる場合には、異なる取扱いとなる場合があります。

(1) 告知義務違反

○ お支払いできる場合

正しく告知を行って加入し、責任開始の日から1年後に「肝がん」で死亡した場合。

ご契約に際し、告知義務違反がないため、死亡保険金をお支払いします。

✕ お支払いできない場合

「肝硬変」での通院について、告知せずに加入し、責任開始の日から1年後に「肝硬変」が悪化して死亡した場合。

告知義務違反に該当し、ご契約は解除となるため、死亡保険金をお支払いできません。

解説

○ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態・身体の障がい状態等について事実を正確にもれなく告知いただく必要があります。^①

○故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、責任開始の日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

ただし、責任開始の日から2年を経過していても、責任開始の日から2年以内に解除の原因となる事実により、保険金の支払事由が発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

この場合、保険金をお支払いできません。

○ご契約を解除した場合でも、保険金の支払事由の発生が、解除の原因となった事実によらないときには、保険金をお支払いします。

①詳細は、「5. 健康状態等の告知義務」を確認ください。

(2) リビング・ニーズ特約の特約保険金

○ お支払いできる場合

請求時において、日本で一般に認められた手術等の治療を行っても治療の効果がなく、余命6カ月以内と判断された場合。



請求時において、余命6カ月以内と判断されたため、[リビング・ニーズ特約の特約保険金](#)をお支払いします。

× お支払いできない場合

医師から余命6カ月と診断されたものの、請求時において、日本で一般に認められた手術等の治療を受ける予定があり、請求後にその治療を実施した結果、余命6カ月以内の状態を脱している場合。



請求時において余命6カ月以内と判断できないため、[リビング・ニーズ特約の特約保険金](#)をお支払いできません。

解 説

○リビング・ニーズ特約の特約保険金は、医師が記入した診断書や請求書類等の内容、もしくは当社が確認した結果にもとづいて、余命6カ月以内と当社が判断した場合にお支払いします。また、余命6カ月以内とは、請求時において、日本で一般に認められた医療による治療を行っても、余命6カ月以内であることをいいます。

○したがって、医師から余命6カ月以内と診断された場合であっても、請求時の治療状況や健康状態、実施予定の治療による回復の可能性等を考慮したうえで、請求時において余命6カ月以内と判断できない場合は、お支払いできません。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

保険金の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

16 解約と解約払戻金

解約と解約払戻金

契約者はいつでもご契約の解約を請求することができます。^①
 解約した場合、解約払戻金があるときは、当社はこれをお支払いします。

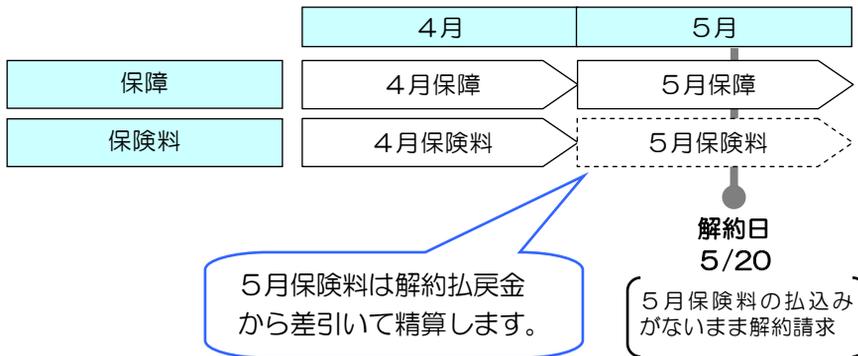
- 解約の請求にあたっては、所定の手続きが必要となります。手続方法を案内しますので、ニッセイトータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターに連絡ください。
- 生命保険では払込まれた保険料が預貯金のようにそのまま積立てられるのではなく、一部は死亡保険金のお支払いに、また一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられます。
 したがって、解約払戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後の経過年月数によっては、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約払戻金はご契約後の経過年月数にともない徐々に積立てられ、その後、保険期間の途中から次第に減少し、保険期間満了時にはなくなります。
- 解約払戻金額は保険種類、契約時の年齢、性別、保険期間、保険料払込期間等により異なります。
- 解約請求時までに到来している保険料期間^②の未払込保険料がある場合、お支払いする解約払戻金から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。
 例えば、月払契約で、解約請求日当月の保険料が払込まれていない場合、当社は、1カ月単位で保障の提供を行うため、お支払いする解約払戻金からその月の未払込保険料を差引きます。

^①解約せず保険料の負担を軽減する方法については、「18. ご契約後の保障内容の見直し」の「保険金額の減額等により保障内容を見直したうえで、保障を継続することができます。」を確認ください。

^②保険料期間
 「10. 保険料の払込期月・保険料期間」参照

＜解約請求時の未払込保険料の取扱例＞

【例】 契約応当日：4/1 解約日：5/20 保険料の払込回数：月払



■リビング・ニーズ特約には、解約払戻金がありません。

解約後の保障期間

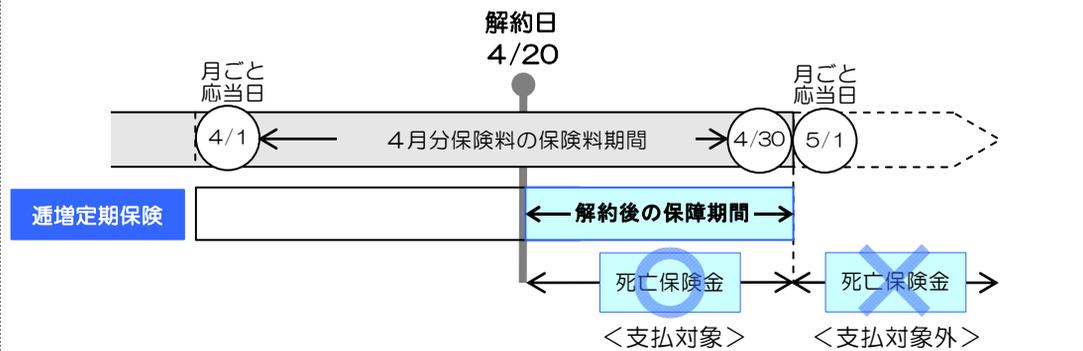
当社は、1カ月単位で保障の提供を行うため、解約後の所定の期間は保障が継続されます。

- 解約後も「解約日直後の月ごと応当日の前日」までは保障が継続するため、その間に被保険者が支払事由に該当した場合は、保険金の支払対象となります。
- ただし、リビング・ニーズ特約については解約後の保障の継続はありません。

《死亡保険金の例》

【例】解約日：4/20

保険料の払込回数：月払



○死亡保険金お支払い時のご留意点

- ・解約払戻金をお支払いした後に死亡保険金をお支払いする場合、支払額は死亡保険金額から解約時の解約払戻金と同額を差引いた金額となります。
- ・解約の際に解約払戻金から差引くことができなかった、解約請求時までに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合は、その金額を差引きます。

被保険者による契約者への解約請求

被保険者は契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。

- 被保険者と契約者が異なるご契約の場合、**一定の条件**^①に該当するときには、被保険者は契約者に対して、保険法（第58条、第87条）にもとづきご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。
- 被保険者の解約請求により解約された場合、「解約後の保障期間」の取扱いはないため、解約後の保障の継続はありません。

①一定の条件

被保険者がご契約の申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変更した場合等をいいます。

例) 契約者と被保険者との間の親族関係の終了



■被保険者は当社に対し、直接ご契約の解約を請求することはできません。解約の請求は、契約者が当社に行う必要があります。

債権者等による解約

契約者の債権者等から解約の請求があっても、保険金の受取人は所定の手続きを行うことで、ご契約を存続させることができます。

○債権者等^①によるご契約の解約^②は、解約の請求書が当社に到達した日の翌日から1カ月を経過した日に効力を生じます。

解約の効力が生じた日の直後の月ごと応当日の前日までに、被保険者が支払事由に該当した場合は、保険金の支払対象となります。

○解約の請求書が当社に到達した日において、次のすべてを満たす保険金の受取人はご契約を存続させる権利があります。

- ・契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ・契約者でないこと

○保険金の受取人がご契約を存続させるためには、解約の請求書が当社に到達した日の翌日から1カ月以内に、次のすべての手続きを行う必要があります。

- (A) 契約者の同意を得ること
- (B) 解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば、当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
- (C) 上記(B)について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること

①債権者等

- ・差押債権者
- ・破産管財人 等

②保険金額（逦増定期保険の場合は、基本保険金額）の減額を含みます。

17 契約貸付制度

契約貸付制度

「契約貸付制度」は、契約者の申出により、当社が資金の貸付をする制度です。
なお、貸付金には所定の利息が付利されます。

○契約貸付制度の内容は、次のとおりです。

貸付金額の範囲	貸付は、次の範囲で行います。			
	<table border="1"> <tr> <td>貸付金額の上限</td> <td> <p><長期定期保険の場合の取扱い> 解約払戻金額の7割から3カ月分の保険料相当額を差引いた金額^{①②}</p> <p><傷害保障重点期間設定型長期定期保険の場合の取扱い> 解約払戻金額の7割から3カ月分の保険料相当額を差引いた金額^②</p> <p><通増定期保険の場合の取扱い> 解約払戻金額の5割から3カ月分の保険料相当額を差引いた金額^②</p> </td> </tr> <tr> <td>貸付金額の下限</td> <td>当社の定める金額</td> </tr> </table>	貸付金額の上限	<p><長期定期保険の場合の取扱い> 解約払戻金額の7割から3カ月分の保険料相当額を差引いた金額^{①②}</p> <p><傷害保障重点期間設定型長期定期保険の場合の取扱い> 解約払戻金額の7割から3カ月分の保険料相当額を差引いた金額^②</p> <p><通増定期保険の場合の取扱い> 解約払戻金額の5割から3カ月分の保険料相当額を差引いた金額^②</p>	貸付金額の下限
貸付金額の上限	<p><長期定期保険の場合の取扱い> 解約払戻金額の7割から3カ月分の保険料相当額を差引いた金額^{①②}</p> <p><傷害保障重点期間設定型長期定期保険の場合の取扱い> 解約払戻金額の7割から3カ月分の保険料相当額を差引いた金額^②</p> <p><通増定期保険の場合の取扱い> 解約払戻金額の5割から3カ月分の保険料相当額を差引いた金額^②</p>			
貸付金額の下限	当社の定める金額			
貸付期間	貸付日からその日を含めて1年間です。 ^③ ただし、貸付期間の満了日までに返済がない場合は、利息を元金に繰入れ、貸付期間を1年間延長します。			
利息	所定の利率 ^④ により複利で計算します。 利率が変更された場合には、すでに行われている契約貸付についても、変更後の利率を適用します。			
返済	全額返済のほか、一部返済も取扱います。			
精算	死亡保険金 ^⑤ 、傷害死亡保険金、解約払戻金等のお支払い時に貸付金の元利金が返済されていない場合は、死亡保険金、傷害死亡保険金、解約払戻金等から貸付金の元利金を差引精算します。			

○貸付期間満了時までに新たに貸付を受ける場合は、次の取扱いとなります。

- ・すでに貸付を受けている金額の元利金と追加の貸付金額の合計額を新たな貸付金額とします。
- ・貸付期間は、新たな貸付を受けた日からその日を含めて1年間です。^③



■契約貸付制度は、預貯金のように契約者がご自身のお金を引出すものではなく、当社が資金の貸付をする制度です。
そのため、貸付金には利息が付利され、将来の返済額は徐々に大きくなりますので、計画的な返済をおすすめします。

■長期定期保険、傷害保障重点期間設定型長期定期保険については、貸付日から保険期間満了日までの期間が10年以上ある場合に限り行います。

■実際に契約貸付制度をご利用の際は、手続き時に案内する確認事項等をあわせてご確認ください。

① 貸付時期が保険料払込済後の場合、保険料相当額の差引きは行いません。

② 年払契約の場合に差引く金額は、年払保険料相当額の1/2分の3になります。

③ 貸付期間の満了日が保険期間満了日の翌日以後となる場合、貸付期間の満了日は保険期間満了日になります。

貸付期間を延長する場合も同様です。



④ 所定の利率
利率は金融情勢等により変動することがあります。利率については、当社ホームページを参照ください。

⑤ 死亡保険金
リビング・ニーズ特約の特約保険金をお支払いする場合があります。

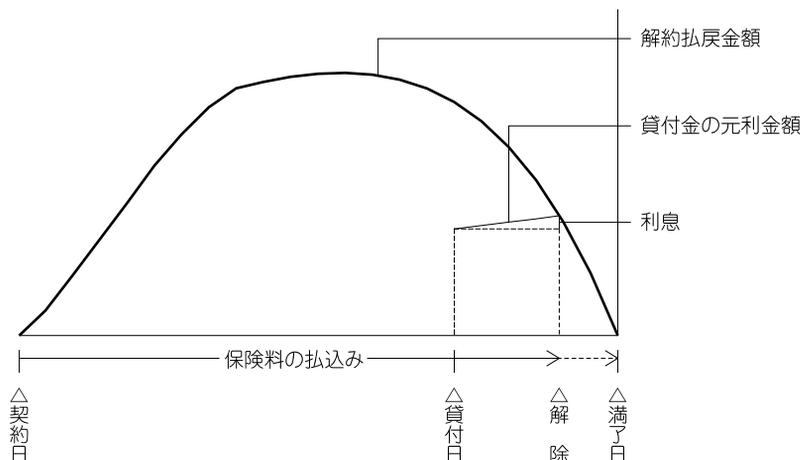
貸付金の元利金額の超過によるご契約の解除

貸付金の元利金の返済がなされず、**基準日^①**においてその金額が解約払戻金額を超過した場合、当社のご契約を解除します。

○解約払戻金額の増加額に比べ、貸付金の元利金額の増加額が大きい場合、貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過することがあります。

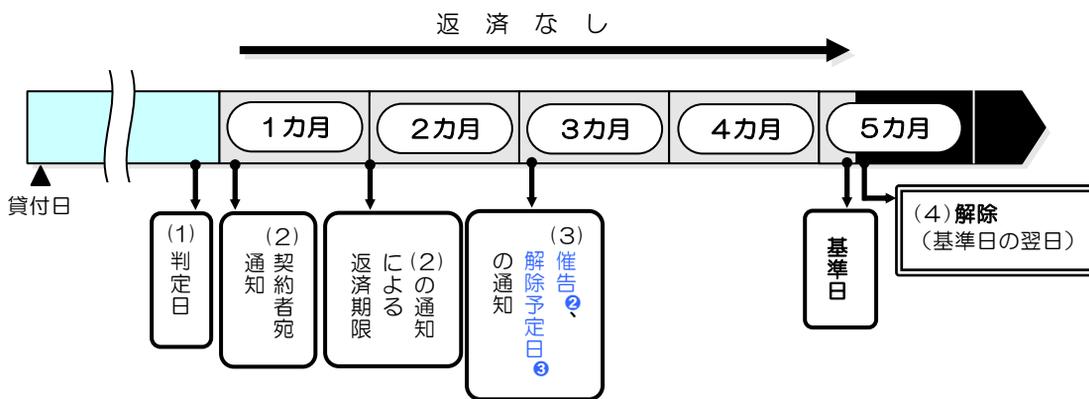
また、解約払戻金額は、保険期間の途中から減少し、満了時にはなくなるため、解約払戻金額が減少する期間において、貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過することがありますのでご注意ください。

【例】貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過し、ご契約が解除される場合のイメージ
 保険種類：逡増定期保険



○貸付金の元利金額の超過によるご契約の解除は、次の流れに沿った取扱いとなります。
 当社が通知した返済期限までに返済をお願いします。

《ご契約が解除されるまでの例》



(1) 判定日	基準日において、貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過しないかを毎月判定します。
(2) 契約者宛通知	貸付金の元利金額が超過すると判定した場合、判定日の翌月末日までに返済が必要である旨を契約者に通知します。
(3) 催告、解除予定日の通知	(2)の通知に記載の返済期限までに返済がない場合、次の内容を契約者に通知します。 ・貸付金の元利金の返済の催告 ・基準日において、貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過している場合は、解除予定日にご契約を解除すること
(4) 解除	基準日において、貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過している場合、(3)の通知に記載の解除予定日にご契約は解除されます。 この場合、支払うべき金額から貸付金の元利金を差引精算します。

①基準日

「毎月の判定日の5カ月後の月における月ごと応当日の前日」をいいます。

②催告

貸付金の元利金額が所定の日において解約払戻金額を超過すると判定されたご契約の契約者に対し、当社が貸付金の元利金の返済を請求することをいいます。

③解除予定日

「基準日の翌日」をいいます。

○契約者が貸付金の元利金の一部を返済した場合、当社はあらためて所定の基準にもとづき、返済後の貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過しないかの判定を行います。
判定の結果、再び貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過する場合は、**新たな基準日^①**をもとに、催告および解除予定日の通知をします。



■**解除により保障は失われます。解除されたご契約を元に戻すことはできません。**

契約貸付制度を利用される場合は、計画的な返済をおすすめします。

■**当社に登録いただいた住所について引越し等により変更がある場合、必ず連絡ください。^②**

住所変更のご連絡がない場合は、当社は変更前の住所に貸付金の元利金の返済の催告および解除予定日の通知を送付しますので、変更後の住所に届かない場合があります。この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通知が到達したものとみなし、ご契約が解除されることとなります。

①新たな基準日
「超過状態となった直後の月ごと応当日の前日」をいいます。

②詳細は、「20. 住所等の変更にもなう手続き」を確認ください。

契約貸付制度を利用した保険料の払込み

契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、貸付金を未払込保険料に振替えることができる場合があります。

○保険料の払込みが困難な場合、契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、所定の範囲内で保険料に充当できる場合があります。

この取扱いは、貸付金を保険料に直接振替えるため、銀行振込み等の手続きは不要です。



■**保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。**

■**保険料の払込経路によっては、契約貸付制度を利用した保険料の払込みができない場合があります。**

18 ご契約後の保障内容の見直し

※2019年4月現在の取扱いを記載しています。

ライフステージの変化等にあわせて、保障見直し制度を利用し、必要な保障内容への見直しができます。

(当制度の利用にあたっては、当社の承諾が必要となります。)

○現在のご契約の責任準備金等（見直し価格）を新しいご契約の保険料の一部に充当して、当社所定の基準にもとづき、保障内容を見直すことができます。



■保障見直し制度をご希望の場合、その時点での取扱いを案内しますので、当社まで申出ください。

なお、例えば次の場合には、当制度を利用することができません。

- 申出時に当社が当制度を取扱っていない場合
- 契約日から2年を経過していない場合
- 被保険者の健康状態等についての告知や診査の結果、当制度が利用できない場合

保険金額の減額等により保障内容を見直したうえで、保障を継続することができます。

(1) 保険金額^①の減額

- 保険金額を減額し、保険料の負担を軽くしたい場合の取扱いです。
(減額した場合、減額分について減額後の所定の期間は保障が継続します。^②)
- 減額した場合、当社は、将来の保険料を改め、減額分に対応する解約払戻金があるときは、これを契約者にお支払いします。
- 解約払戻金をお支払いする場合で、減額の請求があった時までに到来している保険料期間の減額分に対応する未払込保険料があるときは、当社は、減額分に対応する未払込保険料を解約払戻金から差引いてお支払いします。



■減額後の保険金額が当社の定める限度^③を下回る場合、保険金額の減額はできません。

(2) 保険料払込済の終身保険（払済保険）への変更

- 解約払戻金を一時払の保険料に充当して、保険料払込済の終身保険に変更できます。
この場合、通常、保険金額は小さくなります。
(当制度の利用にあたっては、当社の承諾が必要となります。)
- 払済保険には変更日の終身保険の約款を適用し、払済保険金額は、払済保険に変更のご契約の解約払戻金額、払済保険への変更日における被保険者の年齢および保険料率により計算します。



■払済保険への変更をご希望の場合、その時点での取扱いを案内しますので、当社まで申出ください。

なお、申出時に当社が当制度を取扱っていない場合は、利用できません。

■次に該当する場合、払済保険への変更はできません。

- ・払済保険へ変更後の保険金額が当社の定める限度^④を下回る場合
- ・払済保険への変更の対象となる契約に、特別条件のうち、特別保険料領収法が適用されている場合

※上記（1）または（2）のほか、保険料の払込みが困難な場合、契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、所定の範囲内で保険料に充当できる場合があります。^⑤
この場合、保障内容を変更することなく、保障を継続することができます。

① 保険金額

増定期保険の場合は、基本保険金額となります。

② 減額後の減額分の保障

については、解約時と同様の取扱いとなります。
詳細は、「16. 解約と解約払戻金」の「解約後の保障期間」を確認ください。



③ 当社の定める限度

詳細は当社ホームページを参照ください。



④ 当社の定める限度

詳細は当社ホームページを参照ください。

⑤ 詳細は、「17. 契約貸付制度」

の「契約貸付制度を利用した保険料の払込み」を確認ください。

19 死亡保険金受取人の変更

死亡保険金受取人を変更する場合の取扱い

契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
また、受取人の変更は契約者の遺言によって行うこともできます。

○死亡保険金受取人の変更にあたっては、被保険者の同意を得たうえで、当社に**必要書類**^①を提出ください。

ただし、変更できるのは、被保険者が死亡するまでの期間です。

○**遺言**^②による死亡保険金受取人の変更にあたっては、契約者が死亡した後、契約者の相続人が当社に必要書類をすみやかに提出ください。

なお、遺言による死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければその効力を生じません。

①必要書類
「約款抜粋」の別表1参照

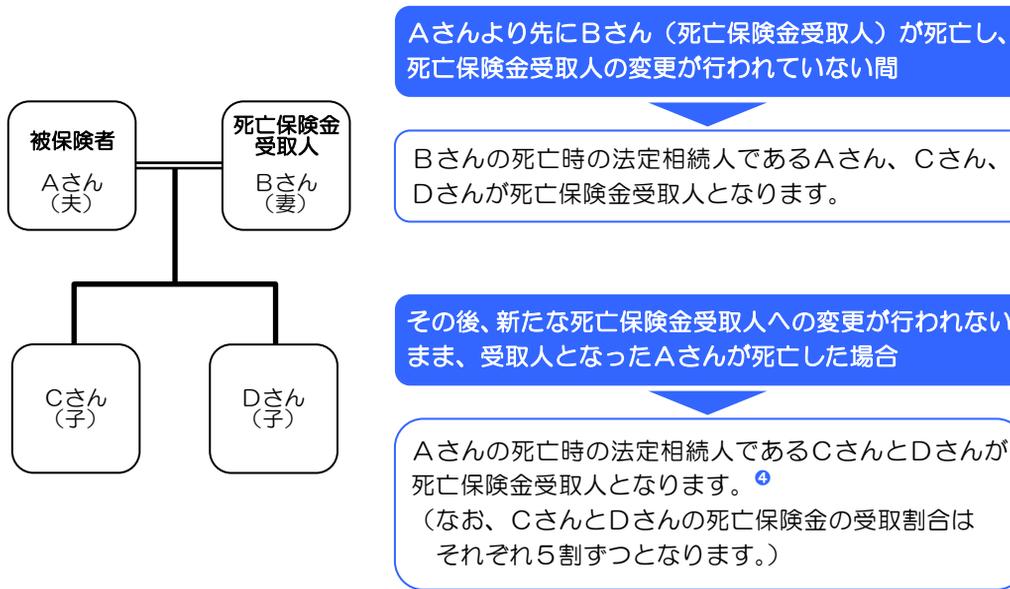
②遺言
法律上有効な遺言に限ります。

死亡保険金受取人が死亡した場合の取扱い

死亡保険金受取人が死亡した場合は、すみやかに受取人を変更ください。

○新たな死亡保険金受取人への変更が行われるまでの間は、死亡保険金受取人が死亡した時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。^③

《死亡保険金受取人の例》



③受取人となった人が2人以上いる場合、その受取割合は均等割合とします。

④被保険者であるAさんの受取人としての地位は、Aさんの死亡時の法定相続人であるCさん、Dさんに移行するため、Aさんは実際に受取人にはなれません。



■死亡保険金受取人の変更の通知が当社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に保険金をお支払いしたときは、その後、変更後の死亡保険金受取人から保険金の請求を受けても、当社は保険金を変更後の死亡保険金受取人にお支払いできません。

20 住所等の変更にもなう手続き

こんなときはお知らせください

当社に登録いただいた住所等の情報について、引越しや結婚等により変更がある場合には、すみやかに当社に連絡ください。手続きを案内します。
住所変更のご連絡がない場合、当社からの大切なお知らせをお届けできなくなることがあります。

○次のような場合は、ニッセイTOTALパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターに連絡ください。

こんなとき…

- ・住所・電話番号の変更
- ・死亡保険金受取人の変更
- ・契約者の変更
- ・改姓・改名
- ・指定代理請求人の変更
- ・保険料払込方法の変更
- ・生命保険料控除証明書の再発行
- 等



当社のホームページ（ご契約者さま専用サービス）でも、次の手続きができます。^①

- ・住所・電話番号の変更
- ・生命保険料控除証明書の再発行
- 等

（2019年4月現在）

^① 契約者が個人の場合に限り利用できません。



注意

■住所変更について当社へご連絡がない場合、当社からの大切なお知らせ等の通知をお届けできなくなるため、必ず連絡ください。

■住所変更のご連絡がない場合、当社は変更前の住所に通知を送付しますので、変更後の住所に届かないことがあります。
この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通知が到達したものとみなします。

例えば、当社から変更前の住所に送付した**保険料の払込みの案内および解除予定日の通知^②**が、到達したものとみなされた場合で、保険料の払込みがないまま解除予定日を迎えたときは、ご契約が解除されることとなります。

^② 保険料の払込みの案内および解除予定日の通知

「11. 保険料の払込みの案内とご契約の解除」参照

21 生命保険と税金

※税務の取扱い等については2019年1月現在の税制・関係法令等にもとづき記載しています。
 今後、税務の取扱い等が変わる場合もありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務の取扱い等については、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等に確認ください。

生命保険料控除 (契約者が個人の場合)

払込みいただいた保険料に応じて、一定額がその年の所得から控除されるため、所得税と住民税が少なくなります。

(1) 生命保険料控除の具体内容

○生命保険料控除の対象となるご契約・保険料

- ・控除の対象となるご契約 ⇒ 納税する人が保険料を支払い、死亡保険金受取人が自己または配偶者その他の親族であるご契約
- ・控除の対象となる保険料 ⇒ 1月から12月までに払込まれた保険料の合計額から、その期間に支払われた配当金を差引いた額

○生命保険料控除の種類

長期定期保険・傷害保障重点期間設定型長期定期保険・逓増定期保険の保険料は一般生命保険料控除の対象となります。

※上記のほか、生命保険料控除の種類には、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除があります。

○生命保険料控除額

一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除それぞれについて、控除額が所得から控除されます。

<所得税>

年間正味払込保険料	控除額 *
20,000 円以下	全額
20,000 円超 40,000 円以下	正味払込保険料×1/2+10,000 円
40,000 円超 80,000 円以下	正味払込保険料×1/4+20,000 円
80,000 円超	一律 40,000 円

* 各保険料控除の合計適用限度額は、合計12万円となります。

<住民税>

年間正味払込保険料	控除額 *
12,000 円以下	全額
12,000 円超 32,000 円以下	正味払込保険料×1/2+6,000 円
32,000 円超 56,000 円以下	正味払込保険料×1/4+14,000 円
56,000 円超	一律 28,000 円

* 各保険料控除の合計適用限度額は、合計7万円となります。

(2) 生命保険料控除の手続き

○生命保険料控除の適用を受けるには申告が必要です。当社から「生命保険料控除証明書」(以下、「控除証明書」といいます。)を発行しますので、次の要領で申告ください。

給与所得者	毎年12月の給与の支払われる前日までに、「給与所得者の保険料控除申告書」に「控除証明書」を添付して勤務先に提出し、年末調整を受けてください。ただし、団体扱契約の場合は、勤務先の代表者等の確認印でよいので、「控除証明書」は発行しません。
申告納税者	事業所得者等の申告納税者の方は、確定申告の際「確定申告書」に生命保険料控除対象額を記入し、「控除証明書」を添付のうえ税務署に提出し、控除を受けてください。

◀「控除証明書」の送付時期▶

「控除証明書」の送付時期は毎年11月頃です。^①

ただし、ご契約初年度については、契約日が10月1日以降のご契約の場合、ご契約を引受け後に送付します。

①保険料の前納中のご契約等については、取扱いが異なります。

保険金の税法上の取扱い（契約者が個人の場合）

保険金の受取りにあたっては、税金がかかるもの、また非課税となるものがあります。

(1) 死亡保険金・傷害死亡保険金の課税取扱

○死亡保険金・傷害死亡保険金の受取りにあたっては、次のとおり税金がかかります。税の種類は、契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。

ご契約内容	例 *			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
契約者と被保険者が同一人の場合	夫	夫	妻	相続税
契約者と受取人が同一人の場合	夫	妻	夫	所得税 ^② (一時所得)
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税

* 上記例では、契約者が夫の場合を例示していますが、契約者が妻の場合にも同様の取扱いとなります。(具体的には、上記例の「妻」と「夫」を入替えた形となります。)

②所得税に加え、復興特別所得税が別途課税されます。(2019年1月現在)

(2) 死亡保険金・傷害死亡保険金^③の非課税限度額

○契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が契約者の法定相続人にあたる場合には、死亡保険金・傷害死亡保険金に対して相続税法上一定の金額が非課税となることがあります。

③死亡保険金・傷害死亡保険金 契約が2件以上の場合は合計します。

(3) リビング・ニーズ特約の特約保険金の非課税扱

○リビング・ニーズ特約の特約保険金について、受取人が被保険者の場合には全額非課税となります。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

22 その他生命保険に関するお知らせ

個人情報の取扱い

当社では、お客様からいただいた個人情報を以下の目的の範囲内で利用いたします。

- ◆各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ◆関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ◆ニッセイの業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ◆その他保険に関連・付随する業務

■お客様の健康状態・傷病歴等に関する情報

お客様の健康状態・傷病歴等に関する情報は、ご本人の同意なしに取得せず、特に保護を必要とする情報として厳重に管理いたします。また、当該情報は、保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、業務遂行上必要な範囲内で、各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、保険商品の開発等の目的のために取得・利用いたします。

なお、保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。

■お申込みいただいたご契約が不成立となった場合の情報管理

お申込みいただいたご契約が不成立となった場合においても、お客様からいただいた個人情報は、ご契約が成立しなかった理由にかかわらず、当社において上記目的の範囲内で利用いたします。なお、ご提出いただいた申込書・告知書・診査書等の書類につきましても、ご契約の成立・不成立にかかわらずご返却いたしませんのでご了承ください。

■再保険会社への情報提供

当社は、お引受けする保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあり、再保険会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

■被保険者・受取人・指定代理請求人・後継保険契約者への個人情報の提供

当社は、お客様との間の保険契約について、保険契約の継続・維持管理、保険金・給付金等の支払いを目的に、契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報を、契約者を同一とする契約の被保険者・受取人（後継年金受取人・死亡時支払金受取人を含む）・指定代理請求人・後継保険契約者に提供することがあります。



■取引時に確認したお客様の情報（住所／所在地・氏名／事業者名・職業／事業の内容等）に変更があった場合には、すみやかに当社まで連絡ください。

個人情報保護方針（お客様の個人情報の取扱い）

ニッセイでは、お客様から信頼いただける保険会社を目指すため、個人情報の取扱いに関する方針を定め、お客様からお預かりしている大切な個人情報の適正な管理・利用と保護に努めています。また、適正な個人情報保護を実現するため、この方針を継続的に維持・改善してまいります。

1. 情報の収集

お客様の個人情報は、各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いその他業務上必要な範囲で収集します。

2. 収集する情報の種類

各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に必要な個人情報として主に、お客様の住所・氏名・生年月日の他、お客様の健康状態、職業について収集させていただいております。また、ニッセイが提供する各種商品・サービス等に関連し、業務上必要な範囲でお客様の個人情報をご提供いただく場合があります。

3. 情報の収集方法

ニッセイでは、適法かつ公正な手段によって、お客様の個人情報を収集いたします。主には、申込書・契約書やアンケートにより収集させていただいております。また、キャンペーン等の実施により、インターネット・はがき等で収集させていただく場合があります。

4. 利用目的

お客様の個人情報（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」といいます）に定める個人番号を除きます）は、以下の業務に必要な範囲内においてのみ利用いたします。

- （1）各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- （2）関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- （3）ニッセイの業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- （4）その他保険に関連・付随する業務

お客様の個人番号については、番号法に基づき、以下の事務に必要な範囲内においてのみ利用いたします。

- （1）保険取引に関する支払調書作成事務
- （2）企業年金に関する支払調書・源泉徴収票作成事務
- （3）投資信託に関する口座開設事務および支払調書作成事務
- （4）不動産取引に関する支払調書作成事務
- （5）報酬、料金、契約金および賞金の支払調書作成事務
- （6）その他法令等に定める個人番号関係事務等

これらの利用目的は、個人情報保護方針をホームページ、ディスクロージャー誌等に掲載することにより公表いたします。また、書面等によりお客様から直接お客様の個人情報を収集する場合には、あらかじめお客様にこれらの利用目的を明示いたします。

5. 情報の管理

お客様の個人情報を正確かつ最新なものにするために、業務上必要な範囲内で適切な措置を講じます。また、お客様の個人情報への不正なアクセスや漏洩、滅失、き損の防止その他お客様の個人情報の安全管理のために必要かつ適切と考えられる対策を講じます。

6. 情報の提供

ニッセイでは、以下の場合を除き、お客様の個人情報（個人番号を除きます）を第三者に提供いたしません。

- （1）あらかじめお客様の同意がある場合
- （2）法令に基づく場合のほか、個人情報の保護に関する法律（「個人情報保護法」）23条1項によりお客様の同意を得ないでお客様の個人情報を第三者に提供することが認められている場合
- （3）ニッセイの業務遂行上必要な範囲で、お客様の個人情報をニッセイの業務の委託先に提供する場合
- （4）個人情報保護法に従ってお客様の個人情報の共同利用を行う場合
- （5）その他個人情報保護法に基づきお客様の同意を得ないでお客様の個人情報を提供することが認められている場合

お客様の個人番号については、個人番号利用事務実施者への提出、個人番号の取扱いの全部または一部の委託を行う場合等、番号法で認められた場合を除き、第三者に提供いたしません。

7. 情報の開示・訂正等

お客様からお客様ご自身に関する個人情報の開示・訂正等の依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別の理由がない限り速やかに対応いたします。

8. 関係法令等の遵守

お客様の個人情報については、個人情報保護法および番号法その他の関連法令・ガイドラインや一般社団法人生命保険協会の「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針」等の定義、考え方、取扱い等を遵守して対応いたします。

9. コンプライアンス・プログラムの策定・改善

お客様の個人情報の取扱いが適正に行われることを確保するため、コンプライアンス・プログラムを策定し、ニッセイの従業者・業務の委託先その他関係者に周知徹底させるとともに、必要かつ適切な監督を行ってまいります。

また、本指針およびコンプライアンス・プログラムの内容を適宜見直し、改善いたします。

10. 個人情報に関するお客様申出

お客様からの個人情報の取扱いに関するお申し出については、当社個人情報申出窓口等で適切かつ迅速に対応いたします。

ニッセイコールセンター：0120-201-021（通話料無料）

<ご高齢のお客様専用（シニアほっとダイヤル）>：0120-147-369（通話料無料）

受付時間：月～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00

（祝日、12/31～1/3を除く）

○当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。

同協会では対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受付けております。

<お問合せ先>

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所：

ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp>

※最新の個人情報保護方針は当社ホームページ（<https://www.nissay.co.jp>）をご確認ください。

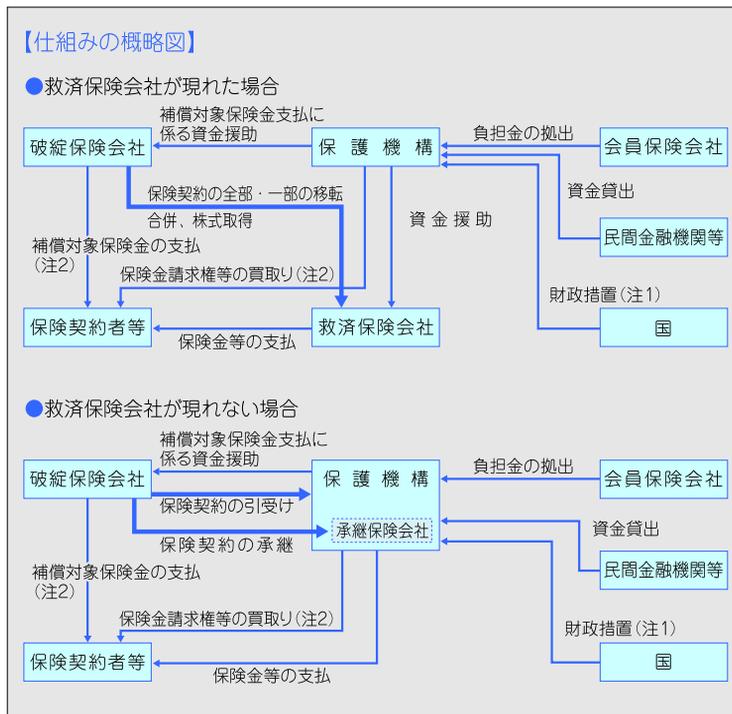
当社は生命保険契約者保護機構に加入しています

- 当社は、お客様への保険金等のお支払いを確実にを行うため、リスク管理と健全性の確保に努めています。
- 保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構

- 「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）の概要は以下のとおりです。
 - 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
 - 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加えることが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
 - 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（*1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（*2）を除き、責任準備金等（*3）の90%とすることが、保険業法等で定められています。（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（*4））
 - なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。
- *1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。
- *2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（※1）を超えていた契約を指します（※2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{ (\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2 \}$$
 - （※1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。
 - （※2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
- *3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。
- *4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。



(注1) 上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買収することを指します。この場合における支払率および買収率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、*2に記載の率となります。)

○補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て2019年1月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。(最新の内容については、当社ホームページ (<https://www.nissay.co.jp>) で確認できます。)

○生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関する詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問合せください。

●生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp>

**契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度
(他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用)**

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

■契約内容登録制度・契約内容照会制度

お客様のご契約内容が登録されることがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から5年間（被保険者が満15歳未満の保険契約等については、「契約日から5年間」と「契約日から被保険者が満15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社までご連絡ください。

【登録事項】

- (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日
- (5) 取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp>）の「加盟会社」をご参照ください。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

請求やお支払い
保険金の

ご契約後の取扱い

その他生命保険に
関するお知らせ

■支払査定時照会制度

保険金等のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会を行い、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または死亡保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社までご連絡ください。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

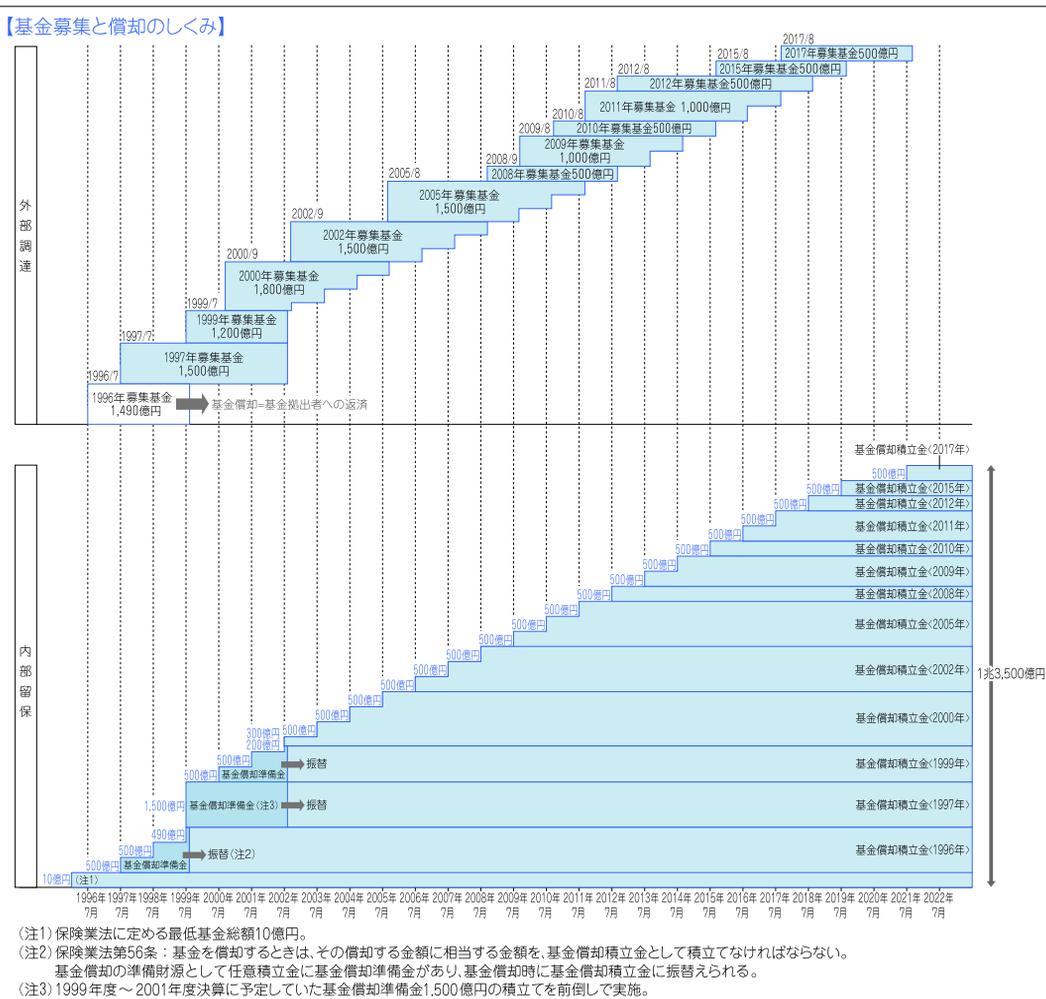
※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<http://www.seiho.or.jp>) の「加盟会社」をご参照ください。

財産的基礎の充実

- 当社はお客様への保険金支払余力のより一層の向上と、保険相互会社としての「財産的基礎の充実」を図るため、総代会決議に基づき、基金の募集を行っております。
- 基金とは、保険業法に基づく拠出者からの資金であり、お客様のご契約をはじめとする保険相互会社の債務を担保することから、保険相互会社にとっての資本とみなされます。なお、近年の募集状況は以下のとおりです。

	2011年度	2012年度	2015年度	2017年度
①募集額	1,000億円	500億円	500億円	500億円
②償却期間	6年以内	6年	4年	4年
③金利	市場実勢金利 (固定・スワップ・アプ [®])	市場実勢金利 (固定)	市場実勢金利 (固定)	市場実勢金利 (固定)

○これにより、基金償却積立金とあわせ、基金の総額は1兆3,500億円となっております。



(2019年4月現在)

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

相互会社運営

【相互会社】

- 保険会社の会社形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、当社は、ご契約者同士が助け合う相互扶助の考え方にもとづく相互会社の形態をとっています。
- 相互会社では、有配当保険のご契約者が保険加入と同時に会社の構成員である「社員」となり、“「社員」の皆様の声にもとづく経営”を行っています。

【総代会の位置づけと運営】

- 「総代会」は、保険業法に基づき、社員総会に代わるべき機関として設置され、社員の中から選出された「総代」により構成されます。これは、株式会社における株主総会に相当する位置づけにあり、定款の変更、剰余金の処分、取締役・監査役を選任等の審議と決議を行います。
- 社員は、総代会を傍聴することができます。お申込方法は、総代会開催前に、当社の各店頭に掲示するポスター、当社ホームページ（<https://www.nissay.co.jp>）にてお知らせします。
- 総代会の議事録および議事要旨（質疑応答の要旨）は、当社ホームページ（<https://www.nissay.co.jp>）にてご覧いただけます。

【総代とその選出】

（総代）

- 総代の任期は4年（重任限度は通算8年）です。
- 総代は、社員を代表し、多様な視点から経営のチェックを行うため、全国各地より、職業・年齢等の面で幅広く選出されています。また、総代は、実際に総代会へ出席し、実質的な審議を行うことが求められています。

（総代の選出）

- 総代の選出にあたっては、総代会に社員の総意を適正に反映させる観点より、社員の中から、特定の社員の利益に偏ることなく、社員全体の利益を代表しうる方を選出することが求められています。このため、「総代候補者選考委員会」が候補者を推薦し、その候補者に対して社員の意思を直接反映できるよう「社員投票」を実施する方式を採用しています。
- 具体的には、以下の方法により、総代が選出されます。
 - ・社員の中から総代会で選任された選考委員で構成される総代候補者選考委員会が総代候補者を選考します。
 - ・総代候補者選考委員会で選考された個々の総代候補者について、全社員による社員投票を行います。個々の候補者に対する不信任投票の数が、社員総数の10%に達しない場合は、これらの候補者が総代として選出されます。（社員投票は、2年に1度実施しており、投票書類を全社員に送付します。）

【社員の権利義務】

- 社員の権利には、社員配当金請求権等、単独で行使可能な権利のほか、一定数以上の社員による、臨時総代会の招集請求権、総代会の議題提案権、総代会検査役選任請求権等があります。また、上記のとおり、社員投票や総代会の傍聴を行うことができます。
- 社員は、同時に契約者として、保険約款に基づく保険金等の請求権や、保険料の払込義務等の権利義務を有します。

【ニッセイ懇話会】

- 「ニッセイ懇話会」は、広く全国各地のご契約者に、当社の事業活動を説明し、経営全般や商品・サービス等に関するご意見・ご要望をお伺いする場として、1975年以来、毎年開催しています。主なご意見・ご要望と、その対応については、総代会にも報告しています。
- ニッセイ懇話会の開催は、ホームページ、支社等へのポスター掲示や営業職員を通じてお客様へお渡ししている情報提供冊子等でご案内し、幅広くご出席者を募集しています。

【相互会社運営に関する意見等の申出方法】

- 総代数・総代の選考方法をはじめ、相互会社運営に関するご意見・ご要望等がございましたら、以下の宛先まで、文書にてお寄せください。
〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命保険相互会社 企画総務部

約款抜粋

「ご契約のしおり」の各ページの備考欄において、「別表番号参照」としている別表を、約款より抜粋して記載しています。

※約款は、“ご契約のご加入から消滅までのとりきめ”を記載しており、約款の全文は当社ホームページに登載しています。（参照方法は88ページの「約款等をWebでご覧いただくにあたって」を確認ください。）

別表1 必要書類

項 目	請 求 書 類
<p>1. 死亡保険金 (長期定期保険普通保険約款第1条、第2条) (傷害保障重点期間設定型長期定期保険普通保険約款第2条、第3条) (逡増定期保険普通保険約款第3条、第4条)</p>	<p>(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 被保険者の住民票 (4) 死亡保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 死亡保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類</p> <p>〔官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、本別表1において「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与等の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合はあわせて（注）もご覧ください。〕</p>
<p>2. 傷害死亡保険金 (傷害保障重点期間設定型長期定期保険普通保険約款第2条、第3条)</p>	<p>(1) 会社所定の請求書 (2) 傷害であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (4) 被保険者の住民票 (5) 傷害死亡保険金の受取人の戸籍抄本 (6) 傷害死亡保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類</p> <p>〔官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、本別表1において「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与等の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合はあわせて（注）もご覧ください。〕</p>
<p>3. 特約保険金 (リビング・ニーズ特約第1条、第2条)</p>	<p>(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票 (4) 特約保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 特約保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類</p>
<p>4. 指定代理請求人による請求 (リビング・ニーズ特約第6条)</p>	<p>(1) 特約保険金の請求書類 (2) 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人の住民票 (4) 指定代理請求人本人であることを確認できる会社所定の書類 (5) 特約保険金を請求できない特別な事情の存在を証明する書類 (6) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (7) 指定代理請求人が被保険者の財産管理を行なっている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類</p>
<p>5. 死亡保険金受取人の変更 (長期定期保険普通保険約款第3条) (傷害保障重点期間設定型長期定期保険普通保険約款第4条) (逡増定期保険普通保険約款第5条)</p>	<p>(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類</p>
<p>6. 遺言による死亡保険金受取人の変更 (長期定期保険普通保険約款第4条) (傷害保障重点期間設定型長期定期保険普通保険約款第5条) (逡増定期保険普通保険約款第6条)</p>	<p>(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 法律上有効な遺言書の写し (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類 (5) 保険契約者の相続人本人であることを確認できる会社所定の書類</p>

項 目	請 求 書 類
7. 保険料払込方法（回数）の変更 （長期定期保険普通保険約款第14条） （傷害保障重点期間設定型長期定期保険普通保険約款第15条） （逡増定期保険普通保険約款第16条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
8. 保険金額の減額 （長期定期保険普通保険約款第15条） （傷害保障重点期間設定型長期定期保険普通保険約款第16条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
9. 基本保険金額の減額 （逡増定期保険普通保険約款第17条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
10. 保険契約者に対する貸付 （長期定期保険普通保険約款第16条） （傷害保障重点期間設定型長期定期保険普通保険約款第17条） （逡増定期保険普通保険約款第18条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
11. 保険契約者の変更 （長期定期保険普通保険約款第17条） （傷害保障重点期間設定型長期定期保険普通保険約款第18条） （逡増定期保険普通保険約款第19条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
12. 解約 （長期定期保険普通保険約款第25条） （傷害保障重点期間設定型長期定期保険普通保険約款第26条） （逡増定期保険普通保険約款第27条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
13. 保険金の受取人による保険契約の存続 （長期定期保険普通保険約款第26条） （傷害保障重点期間設定型長期定期保険普通保険約款第27条） （逡増定期保険普通保険約款第28条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約の存続を申し出る保険金の受取人が保険契約者の親族または被保険者の親族であることを証する書類（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者である場合を除きます。） (3) 保険契約の存続を申し出る保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類 (4) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
14. 指定代理請求人の指定・変更指定 （リビング・ニーズ特約第6条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
15. 社員配当金その他の保険契約にもとづく支払金 （長期定期保険普通保険約款第12条） （傷害保障重点期間設定型長期定期保険普通保険約款第13条） （逡増定期保険普通保険約款第14条）	(1) 会社所定の請求書 (2) その支払金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
<p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「被保険者の住民票」は、被保険者と保険金等の受取人が同一人である場合には、提出は不要とします。 ・官公署、会社、工場、組合等の団体を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与等の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体がこの保険契約の保険金等の全部またはその相当部分を遺族補償規定等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下、「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金等の請求の際、つぎの①および②の書類の提出も必要とします。 <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書（死亡退職金等の受給者が2人以上である場合には、そのうち1人からの提出で足りるものとします。） ②保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類 ・会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 	

別表3 基本保険金額に乗じる率

保険年度	通増率変更年度			
	第6保険年度	第8保険年度	第10保険年度	第15保険年度
第1保険年度	1.000	1.000	1.000	1.000
第2保険年度	1.000	1.000	1.000	1.000
第3保険年度	1.000	1.000	1.000	1.000
第4保険年度	1.000	1.000	1.000	1.000
第5保険年度	1.000	1.000	1.000	1.000
第6保険年度	1.500	1.000	1.000	1.000
第7保険年度	2.250	1.000	1.000	1.000
第8保険年度	3.375	1.500	1.000	1.000
第9保険年度	5.000	2.250	1.000	1.000
第10保険年度	5.000	3.375	1.500	1.000
第11保険年度	5.000	5.000	2.250	1.000
第12保険年度	5.000	5.000	3.375	1.000
第13保険年度	5.000	5.000	5.000	1.000
第14保険年度	5.000	5.000	5.000	1.000
第15保険年度	5.000	5.000	5.000	1.500
第16保険年度	5.000	5.000	5.000	2.250
第17保険年度	5.000	5.000	5.000	3.375
第18保険年度以降	5.000	5.000	5.000	5.000

「ずっともっとサービス」 等について

契約者が利用できるサービスの内容等について、記載しています。(契約者が個人の場合と法人の場合、それぞれについて記載しています。)

※「ご契約のしおり」では、契約者が個人の場合、「お客様ID」を「お客様番号(お客様ID)」、「パスワード」を「暗証番号(パスワード)」と表記しています。(契約者が法人を含む場合、「お客様ID」、「パスワード」と表記しています。)

「ずっともっとサービス」等について

①契約者が個人の場合

「ずっともっとサービス」および「自動取引サービス」について

お客様番号（お客様ID）および暗証番号（パスワード）が発行された個人のお客様は、「ずっともっとサービス」や、「自動取引サービス」等の各種サービスを利用できます。

○ご契約の際には、お客様番号（お客様ID）発行手続が必要です。また、既にお客様番号（お客様ID）が発行されている場合には、ご契約をお客様ID規程適用契約^①として追加します。



■次のご契約は、お客様ID規程適用契約とはなりません。

- ・財形保険
- ・企業年金保険・団体定期保険等の企業保険
- ・その他所定のご契約



①お客様ID規程適用契約

「お客様ID発行申込書」等で確認したご契約です。該当のご契約は、当社ホームページ等から確認ください。

①お客様番号（お客様ID）・暗証番号（パスワード）について^②

名称	内容
お客様番号 （お客様ID）	お客様のご契約をとりまとめてお客様番号（お客様ID）を発行します。お客様番号（お客様ID）は、「ずっともっとサービス」や、「自動取引サービス」等を利用する際に必要な11桁の数字です。
暗証番号 （パスワード）	お客様番号（お客様ID）発行手続後、お客様による暗証番号（パスワード）の設定が必要です。 暗証番号（パスワード）は、「ずっともっとサービス」や、「自動取引サービス」等を利用する際に必要な4桁の数字です。



②詳細は、「お客様ID規程」および当社ホームページ等を確認ください。



■保険金等の税法上の取扱いは、契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。

お客様番号（お客様ID）発行手続時等において別名義のご契約を契約者変更し、同一のお客様番号（お客様ID）にとりまとめる場合等には留意ください。

■お客様ID規程適用契約の満期、解約、契約者変更等によりお客様ID規程適用契約がすべて消滅した場合、または、契約者が死亡した場合には、お客様番号（お客様ID）は消滅します。

■お客様番号（お客様ID）を含めた各種サービスの内容については、将来、補充、変更または廃止することがあります。

お客様ID規程の補充、変更、廃止については、変更内容および変更日を通知もしくは公告し、または店頭等に表示します。この場合、変更日以降は変更後の規程を適用し、廃止日以降はこの規程の適用を終了します。

■お客様番号（お客様ID）が発行されたお客様のご契約内容、申込書^③記載事項、その他の知り得た情報について、各種サービスの提供を目的として業務上必要な範囲で利用し、または業務上必要な範囲でグループ会社や提携会社等に提供し利用することがあります。

③申込書

当社所定の端末を使用する方法を含みます。

② 「ずっともっとサービス」について^①

○「ずっともっとサービス」とは、お客様番号（お客様ID）が発行された個人のお客様が利用できるサービスであり、次の4つのメニューがあります。^②



①詳細は、「ずっともっとサービス規程」および当社ホームページ等を確認ください。

②法人のお客様は対象外です。また、個人のお客様であっても、お客様番号（お客様ID）が発行されていないお客様は対象外です。



③サンクスマイルを貯める方法やライフイベント等の詳細は、当社ホームページ等を確認ください。

④サンクスマイルを使わなくても利用できるサービスです。

サンクスマイルメニュー

サンクスマイルが貯まる^③

アフターサービスに必要となる、お客様ご自身とご家族（配偶者様・お子さま・お孫さま）の情報を登録した場合等に、サンクスマイルが貯まります。

サンクスマイルを使う

貯まったサンクスマイルは好きなときにさまざまな賞品と交換できます。

ハッピープレゼントメニュー^④

お客様ご自身とご家族（配偶者様・お子さま・お孫さま）のライフイベント^③を連絡したとき、または契約者本人のご契約の更新・満期・払込満了を迎えたときに、記念品としてプレゼントを届けます。

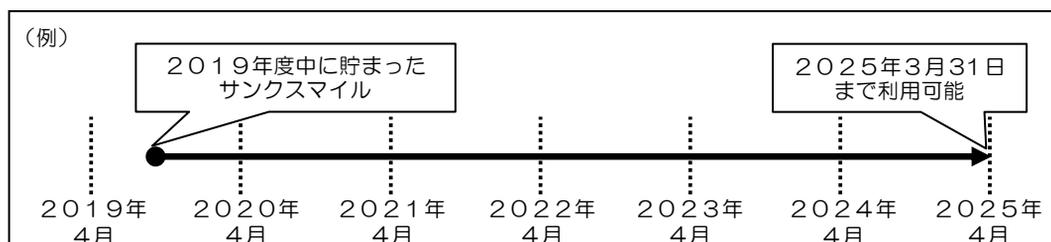
プレミアムチャンスメニュー

応募した方の中から抽選で、素敵なプレゼントが当たります。

ハートフルサポートメニュー^④

健康・介護・育児の無料相談等、お客様の暮らしを支援するさまざまなサービスを利用できます。

○サンクスマイルには有効期限があります。4月1日から翌年3月31日までの1年間で貯まったサンクスマイルを当年度のサンクスマイルとし、当年度のサンクスマイルの有効期限は、5年後の3月31日までとします。



■ご契約の解約等によりお客様番号（お客様ID）が消滅した場合、「ずっともっとサービス」の利用を停止し、サンクスマイルは消滅します。また、お客様番号（お客様ID）の対象となるご契約が全て失効した場合には、サンクスマイルの使用やハッピープレゼントおよびプレミアムチャンスの申込み等はありません。

■登録した情報が事実と異なる場合等、当社がサンクスマイルを取消することが適切であると判断した場合には、サンクスマイルを取消することがあります。

■「ずっともっとサービス」は、将来、変更または廃止することがあります。ずっともっとサービス規程の変更、廃止については、変更内容および変更日を通知もしくは公告し、または当社ホームページ等に表示します。この場合、変更日以降は変更後の規程を適用し、廃止日以降はこの規程の適用を終了します。

③「自動取引サービス」について^①

○お客様番号（お客様ID）および暗証番号（パスワード）を利用することで、ホームページや電話（はいっ！TEL）から、次のサービスを利用できます。

【利用できる主なサービス】^②

- 契約貸付金の借入れ・返済
- 積立配当金の引出し
- 据置祝金・据置保険金の引出し

等



①利用できるサービスの詳細は、当社ホームページ等を確認ください。

②ご契約内容によっては利用できない場合があります。

②契約者が法人の場合

「法人ずっともっとサービス」について

お客様ID、パスワード（数字4桁の暗証番号）およびセキュリティコード（8～20桁の英数字）が発行された法人のお客様は、「法人ずっともっとサービス」（ニッセイ法人インターネットサービスおよび経営相談・福利厚生サービス）等の各種サービスを利用できます。

○ご契約の際には、お客様ID発行手続きが必要です。また、既にお客様IDが発行されている場合には、ご契約を法人向けお客様ID規程適用契約^①として追加します。



■次のご契約は、法人向けお客様ID規程適用契約とはなりません。

- ・財形保険
- ・企業年金保険・団体定期保険等の企業保険
- ・その他所定のご契約

①お客様ID・パスワード・セキュリティコードについて^②

名称	内容
お客様ID	お客様のご契約をとりまとめてお客様IDを発行します。お客様IDは「法人ずっともっとサービス」等を利用する際に必要な11桁の数字です。
パスワード (数字4桁の暗証番号)	お客様ID発行手続き後、パスワードを発行します。インターネットによるお客様ID発行手続きの場合、お客様によるパスワードの設定が必要です。パスワードは、「ニッセイ法人インターネットサービス」を利用する際に必要な4桁の数字です。
セキュリティコード (8～20桁の英数字)	お客様ID発行手続き後、お客様によるセキュリティコードの設定が必要です。セキュリティコードは、「ニッセイ法人インターネットサービス」を利用する際に必要な8～20桁の英数字です。



■保険金等の税法上の取扱いは、契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。

お客様ID発行手続き時等において別名義のご契約を契約者変更し、同一のお客様IDにとりまとめる場合等には留意ください。

■法人向けお客様ID規程適用契約の満期、解約、契約者変更等により法人向けお客様ID規程適用契約がすべて消滅した場合には、お客様IDは消滅します。

■お客様IDを含めた各種サービスの内容については、将来、変更または廃止することがあります。

法人向けお客様ID規程の内容の変更または廃止については、変更内容および変更日（廃止する場合は廃止日）を当社ホームページ等において告知します。この場合、変更日以降は変更後の規程を適用し、廃止日以降はこの規程の適用を終了します。

■お客様IDが発行されたお客様のご契約内容、申込書記載事項、その他の知り得た情報について、各種サービスの提供を目的として業務上必要な範囲で利用し、または業務上必要な範囲でグループ会社や提携会社等に提供し利用することがあります。



①法人向けお客様ID規程適用契約
「お客様ID発行申込書」等で確認したご契約です。該当のご契約は、当社ホームページ等から確認ください。



②詳細は、「法人向けお客様ID規程」および当社ホームページ等を確認ください。

② 「法人ずっともっとサービス」について^①

- 「法人ずっともっとサービス」とは、お客様IDが発行された法人のお客様が利用できるサービスです。^②
- 「法人ずっともっとサービス」では、「ニッセイ法人インターネットサービス」を利用する際に、オンライン上で資金取引を行うことができるよう、取引口座を指定する必要があります。

ニッセイ法人インターネットサービス^③

ご契約内容の確認や資金取引等、さまざまな機能が普段お使いのパソコンからインターネット上で利用できます。（ご契約内容によっては利用できない場合があります。）

サービス	概要
加入契約内容情報照会サービス	ご契約の一覧、各契約内容の詳細（保険金額・給付金額等）を確認できます。
経理処理情報照会サービス	事業年度分の保険料等に関する経理処理情報を確認できます。
将来受取額情報照会サービス	将来にわたる解約払戻金の概算額の推移を確認できます。
資金取引サービス	「契約貸付金の借入れ、積立配当金・据置祝金・据置保険金引出」等のオンライン手続きができます。

経営相談・福利厚生サービス^④

経営実務に関するご相談・保険税務に関するご質問等に税理士等の専門家が答える経営相談サービス、宿泊施設の優待割引や、さまざまなシーンに役立つ各種割引を活用できる福利厚生サービスが利用できます。（ご契約成立後、お客様ID発行手続には約1カ月から2カ月要し、その間はログインできません。）

サービス	概要
経営相談サービス	経営に関するさまざまなご質問や、名義変更時・保障見直し制度利用時の経理処理等の保険税務に関するご質問にも、税理士等の専門家がFAXまたはEメールで回答します。
福利厚生サービス	国内提携施設（約4千カ所）、海外提携施設（約80万カ所）の優待割引や、人間ドック・健康診断等、さまざまなサービスを特典付きで利用できます。サービスの対象範囲は、ログインのうえ、各サービス事業者へお問合せください。



■ ご契約の解約等によりお客様IDが消滅した場合、「ニッセイ法人インターネットサービス」を利用できません。

■ お客様IDが発行されたお客様のご契約内容、申込書記載事項、その他の知り得た情報について各種サービスの提供を目的として業務上必要な範囲で利用し、または業務上必要な範囲でグループ会社や提携会社等に提供し利用することがあります。

■ 「法人ずっともっとサービス」は、将来、変更または廃止することがあります。



① 詳細は、「法人向けお客様ID規程」および当社ホームページ等を確認ください。

② 個人のお客様は対象外です。また、法人のお客様であっても、お客様IDが発行されていないお客様等、一部対象外となる場合があります。

③ お客様ID、パスワードおよびセキュリティコードで利用できるサービスです。

④ お客様IDのみで利用できるサービスです。

「ご契約情報家族連絡サービス」について

契約者ご自身によるお手続き等のお問合せが困難になった場合に備え、サポートいただくご家族を登録いただき、そのご家族にもご契約情報をお知らせするサービスです。

「ご契約情報家族連絡サービス」について①

○主に70歳以上の個人の契約者を対象としたサービスです。②

○契約者のご契約情報を記載した通知を、年1回、ご家族に送付します。

○登録いただいたご家族から、ご契約情報および必要なお手続きについてお問合せいただけます。



①詳細は、「ご契約情報家族連絡サービス規程」および当社ホームページ等を確認ください。

②サービスへの登録は任意です。



注意

■企業・団体向け商品、金融機関窓口販売商品等を除く個人向け商品が対象です。

■ご家族による代理でのお手続きはできません。

① 登録いただけるご家族の範囲

○以下の優先順位で、1名を登録ください。③

- ①指定代理請求人
- ②配偶者・子・孫・兄弟・姉妹・甥・姪
- ③被保険者・受取人・後継保険契約者

② 登録に必要なご家族の情報

○ご家族について登録いただく情報は、以下の6項目です。

- | | | |
|-------|------------|-------|
| ・氏名 | ・性別 | ・住所 |
| ・生年月日 | ・契約者からみた続柄 | ・電話番号 |

③登録いただけるご家族は日本国内にお住まいの方に限りです。



注意

■登録いただけるご家族は1名のみです。

2件以上の契約にご加入の場合でも、登録いただけるご家族は1名のみです。

■登録いただくご家族には、必ず同意を得てください。

■登録いただいたご家族に、契約内容をお伝えします。

ご加入いただいている全てのご契約に対して、配当金や契約貸付金の残高等の情報もお伝えします。

■契約者宛の通知が不着となった場合などに、登録いただいたご家族へ当社から連絡をすることがあります。

■当サービス利用中に、新たにご契約に加入いただく場合、そのご契約に対しても、当サービスが適用されます。

③ お問合せ先

○登録いただいたご家族は、ニッセイコールセンターもしくはお客様窓口でお問合せいただけます。

保 険 用 語 の 説 明

	保険用語	説明
か	解除 (かいじょ)	告知義務違反があった場合や、所定の期日内に保険料の払込みがない場合等に、保険期間の途中で当社がご契約を消滅させることをいいます。
	解約 (かいはく)	保険期間の途中で、契約者の意思によりご契約を消滅させることをいいます。
	解約払戻金 (かいはくはらいもどしきん)	ご契約を解約された場合等に、契約者に払戻すお金をいいます。
け	契約応当日 (けいはくおうとうび)	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日をいいます。 また、月ごと応当日は、各月の契約日に対応する日をいいます。 〔例〕6月1日契約の場合 契約応当日 ⇒ 毎年の6月1日 月ごと応当日 ⇒ 毎月の1日
	契約者 (けいはくしゃ)	当社と保険契約を結び、ご契約上の権利（例えば、契約内容変更等の請求権）と義務（例えば、保険料支払義務）を有する人をいいます。
	契約内容通知書 (けいはくないようつうちしょ)	ご契約の保険金額や保険期間等のご契約内容を具体的に記載したものをいいます。
	契約年齢 (けいはくねんれい)	契約日における被保険者の年齢をいいます。この年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切捨てます。この年齢の計算方式を「満年齢方式」といいます。 〔例〕35歳7カ月の被保険者の方の契約年齢は35歳になります。 ※当しおりにおける年齢は、「契約年齢」または「ご契約後の被保険者の年齢」で記載しており、満年齢の場合は、満〇歳と記載しています。
	契約日 (けいはくび)	保険期間等の計算の基準日をいいます。
	こ	告知義務 (こくちぎむ)
告知義務違反 (こくちぎむいはん)		「告知書（告知入力画面）」の質問事項または医師からの質問に対して、事実が告げられなかったときには、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
告知書 (こくちしょ)		ご契約の申込みに際して、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態等について記入していただく書面のことをいいます。 ※当社所定の端末にて告知いただく場合には、「告知入力画面」といいます。
ご契約後の被保険者の年齢 (ごけいはくごのひほけんしゃのねんれい)		毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算した年齢をいいます。 ※当しおりにおける年齢は、「契約年齢」または「ご契約後の被保険者の年齢」で記載しており、満年齢の場合は、満〇歳と記載しています。

	保険用語	説明
さ	催告 (さいこく)	払込期月内に保険料の払込みがないご契約の契約者や、契約貸付制度による貸付金の元利金額が所定の日において解約払戻金額を超過すると判定されたご契約の契約者に対し、当社が保険料の払込みや貸付金の元利金の返済を請求することをいいます。
し	指定代理請求人 (していだりせいきゅうにん)	所定の保険金について、その保険金の受取人が保険金を請求できない所定の事情があるとき、保険金の受取人に代わって請求を行うために、被保険者の戸籍上の配偶者等、所定の範囲内で、被保険者の同意を得てあらかじめ契約者が指定した人をいいます。
	支払事由 (しはらいじゆう)	約款で定める、保険金をお支払いする事由をいいます。 この支払事由に該当した場合に、保険金をお支払いします。
	傷害 (しょうがい)	対象となる傷害には、疾病・老衰は含まれません。 また、「軽微な傷害により疾病を発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な傷害」および「処刑」については、対象となる傷害から除きます。
	診査 (しんさ)	医師扱のご契約を申込まれた場合に、当社の指定する医師により問診、検診をさせていただくことをいいます。 また、健康診断または人間ドックの結果資料を提出いただくことで診査に代える方法等もあります。
せ	責任開始時／責任開始の日 (せきにんかいしじ／せきにんかいしのひ)	当社がご契約上の保障を開始する時点を責任開始時といい、その責任開始時を含む日を責任開始の日といいます。
	責任準備金 (せきにんじゅんびきん)	将来の保険金をお支払いするために保険料の中から積立てるお金をいいます。
	前納 (ぜんのう)	年払契約において、将来の年払保険料を、所定の方法により、あらかじめ指定した回数分だけまとめて払込みいただくことをいいます。 この場合、所定の利率で保険料を割引きます。
つ	月ごと応当日 (つきごとおうとうび)	⇒「契約応当日」を参照ください。
て	定款 (ていかん)	当社の組織や事業運営の基本となる規則等を記載したものをいいます。
と	特別条件 (とくべつじょうけん)	ご契約を引受けるにあたり、被保険者の現在の健康状態や過去の傷病歴等に応じてご契約につける条件（保険料を割増して払込みいただく等）のことをいいます。
	特約 (とくやく)	契約者の申出にもとづいた手続きをするためや、普通保険約款に記載されている内容と異なる特別なお約束をする目的で付加するものをいいます。
は	配当金 (はいとうきん)	決算によって生じた剰余金から契約者等に分配されるお金をいいます。
	払込期月 (はらいこみぎげつ)	毎回の保険料を払込みいただく期間をいい、具体的な払込期月は次のとおりです。 ●第1回目の保険料 責任開始の日から翌月の末日まで ●第2回目以後の保険料 月ごと応当日（年払の場合は契約応当日）の属する月の1日から末日まで
ひ	被保険者 (ひほけんしゃ)	その人の生死等が保険の対象とされる人をいいます。

	保険用語	説明
	被保険者の年齢 (ひほけんしゃのねんれい)	⇒「ご契約後の被保険者の年齢」を参照ください。
ほ	保険期間 (ほけんきかん)	当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。この期間内に死亡した場合等に、保険金の支払対象となります。
	保険金 (ほけんきん)	被保険者が死亡した場合等に、お支払いするお金をいいます。
	保険金の受取人 (ほけんきんのうけとりんにん)	保険金を受取る人をいいます。
	保険年度 (ほけんねんど)	保険期間の始期(契約日)から起算して、満1カ年を第1保険年度といいます。以下順次、第2保険年度、第3保険年度……と保険年度を定めます。
	保険料 (ほけんりょう)	契約者に払込みいただくお金をいいます。
	保険料期間 (ほけんりょうきかん)	保険料が充当される期間のことをいいます。 月ごと応当日(年払の場合は、契約応当日)からその翌月の月ごと応当日(年払の場合は、その翌年の契約応当日)の前日までの期間となります。 *第1回目の保険料の保険料期間は、契約日からその翌月の月ごと応当日(年払の場合は、その翌年の契約応当日)の前日までの期間です。
	保険料払込期間 (ほけんりょうはらいこみきかん)	保険料を払込みいただく期間のことをいいます。
	保険料率 (ほけんりょうりつ)	保険料を計算する際に用いる率のことをいいます。保険料は、基準となる保険金額に保険料率を乗じて計算されます。
み	未払込保険料 (みはらいこみほけんりょう)	すでに到来している保険料期間に対応する保険料のうち、まだ払込まれていない保険料のことをいいます。
め	免責事由 (めんせきじゆう)	約款で定める、保険金をお支払いできない事由をいいます。支払事由に該当した場合でも、この免責事由に該当した場合には保険金をお支払いできません。
や	約款 (やっかん)	ご契約のご加入から消滅までのとりきめを記載したもので、普通保険約款と特約約款があります。
よ	予定利率 (よていりりつ)	保険料を算出するにあたり、将来の資産運用による一定の運用収益をあらかじめ見込み、その分の保険料を割引くときの割引率をいいます。

【ニッセイ・ライフプラザ】

- ・営業日は月～金曜日です。（祝日、12/31～1/3 は除きます。）
- ・※の店舗は、18:00以降、入出金をともなうお手続きなど、一部お受けできないお取扱いがございますので、ご来店の前にお電話*でご照会ください。

《土曜日の保険相談サービス》 10:00～17:00（祝日、12/31～1/3 は除きます。）

- ・㊤印の店舗にて実施しています。
- ・お手続きはお取扱いしておりません。
- ・予約制となっておりますので、事前に店舗までお電話*のうえ、ご来店ください。

*）電話受付時間：月～金曜日 9:00～18:00（祝日、12/31～1/3 は除きます。）

【くらしと保険の相談デスク】

《ライフプラザ幕張オフィス》

- ・営業時間は 10:00～20:00（定休日なし）です。
- ・入出金をともなうお手続きなど、一部お受けできないお取扱いがございますので、ご来店の前にお電話でご照会ください。
- ・電話受付時間は 10:00～18:00（定休日なし）です。
- ・毎月 25 日直前の日曜日は、システムメンテナンスのため営業時間を 18:00 までに短縮して運営しております。

《ライフプラザ日本生命病院オフィス》

- ・営業時間は月～金曜日 10:00～16:00 です。（祝日、テレビ窓口の夏季休業期間、12/31～1/3 は除きます。）
- ・テレビ窓口（無人）です。保険に関するご相談やお手続き方法について、日本生命のオペレーターがテレビ電話にてご案内します。

都道府県	店 舗	郵便番号	所 在 地	電話番号	営業時間	
					9:00 ? 15:30	9:00 ? 18:00
北海道	ライフプラザ札幌	060-0003	札幌市中央区北3条西4-1-1 日本生命札幌ビル3F	011-207-0160		○
	ライフプラザ釧路	085-0014	釧路市末広町9-2-5 日本生命釧路末広町ビル4F	0154-22-7131	○	
	ライフプラザ旭川	070-0033	旭川市三条通9-右1 日本生命旭川ビル1F	0166-26-1481	○	
	ライフプラザ苫小牧	053-8666	苫小牧市錦町1-1-1 日本生命苫小牧ビル 6F	0144-36-1211	○	
	ライフプラザ函館	040-0064	函館市大手町12-8 ニッセイ函館ビル1F	0138-26-2121	○	
青森県	ライフプラザ青森	030-8604	青森市長島2-25-3 ニッセイ青森センタービル 1F	017-775-1611	○	
岩手県	ライフプラザ盛岡	020-0022	盛岡市大通3-3-10 七十七日生盛岡ビル1F	019-623-2321	○	
宮城県	ライフプラザ仙台	980-0802	仙台市青葉区二日町12-30 日本生命勾当台西ビル1F	022-213-1473	○	
秋田県	ライフプラザ秋田	010-0001	秋田市中通4-2-7 日本生命秋田中央通ビル4F	018-833-5171	○	
山形県	ライフプラザ山形	990-0031	山形市十日町2-1-2 日本生命山形ビル4F	023-622-2511	○	
福島県	ライフプラザ福島	960-8041	福島市大町5-6 日本生命福島ビル5F	024-521-1201	○	
	ライフプラザ郡山	963-8580	郡山市駅前2-12-2 日本生命郡山駅前ビル5F	024-932-0632	○	
茨城県	ライフプラザ水戸	310-8602	水戸市泉町2-2-27 ニッセイ水戸ビル1F	029-231-5225	○	
栃木県	ライフプラザ宇都宮	320-0033	宇都宮市本町4-15 N Iビル6F	028-622-8161	○	
	ライフプラザ小山	323-0023	小山市中央町2-1-15 日本生命小山ビル2F	0285-23-6065	○	
群馬県	ライフプラザ群馬	371-0024	前橋市表町2-9-7 日本生命前橋ビル1F	027-224-9113	○	
	ライフプラザ太田	373-8688	太田市飯田町1321 ニッセイ太田ビル1F	0276-45-7431	○	
埼玉県	ライフプラザさいたま	330-0854	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル3F	048-647-7760		○
	ライフプラザ川越 ㊤	350-1123	川越市脇田本町14-1 日本生命川越ビル 1F	049-244-3960		○
	ライフプラザ熊谷	360-0037	熊谷市筑波2-48-1 大栄日生熊谷ビル7F	048-522-4873	○	
	ライフプラザ越谷	343-0845	越谷市南越谷1-16-13 ニッセイ越谷ビル1F	048-987-3312		○
千葉県	ライフプラザ千葉	260-0015	千葉市中央区富士見2-20-1 日本生命千葉ビル1F	043-226-8551		○
	ライフプラザ幕張オフィス （くらしと保険の相談デスク）	261-8535	千葉市美浜区豊砂1-1 イオンモール幕張新都心グランドモール2F 「暮らしのマネープラザ」内	043-274-2631	10:00～20:00	
	ライフプラザ船橋	273-0011	船橋市湊町2-1-1 ニッセイ船橋ビル1F	047-431-9383		○
	ライフプラザ成田	286-0033	成田市花崎町951 ニッセイ成田ビル2F	0476-22-7632	○	
	ライフプラザ柏 ㊤	277-0023	柏市中央1-1-3 日本生命柏ビル1F	04-7166-6843		○



都道府県	店舗	郵便番号	所在地	電話番号	営業時間	
					9:00 ～ 15:30	9:00 ～ 18:00
東京都	ライフプラザ丸の内 ※⊕	100-8288	千代田区丸の内1-6-6 日本生命丸の内ビルB1F	03-5533-1087	9:00～19:00	
	ライフプラザ品川 ※⊕	108-0075	港区港南2-16-4 品川グランドセントラルタワー2F	03-3471-6301	9:00～19:00	
	ライフプラザ新宿	163-0801	新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル1F	03-3346-8437		○
	ライフプラザ上野	110-0015	台東区東上野2-18-10 日本生命上野ビル1F	03-3836-6835		○
	ライフプラザ亀戸	136-0071	江東区亀戸2-22-17 日本生命亀戸ビル1F	03-3682-4178		○
	ライフプラザ渋谷	150-0041	渋谷区神南1-21-1 日本生命渋谷ビル4F	03-3476-5512		○
	ライフプラザ池袋	170-0013	豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル2F	03-3983-4961		○
	ライフプラザ立川 ⊕	190-0012	立川市曙町2-20-5 日本生命立川ビル1F	042-524-0245		○
	ライフプラザ吉祥寺	180-0004	武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル2F	0422-23-2581		○
	ライフプラザ町田 ⊕	194-0022	町田市森野1-13-14 日本生命町田ビル1F	042-725-0365		○
神奈川県	ライフプラザ横浜	220-0004	横浜市西区北幸1-6-1 横浜ファーストビル6F	045-311-2811		○
	ライフプラザ川崎	210-0015	川崎市川崎区南町 1-1 日本生命川崎ビル 6F	044-245-1920		○
	ライフプラザ武蔵小杉 ⊕	211-8790	川崎市中原区小杉町 1-403 武蔵小杉タワープレイス 13F	044-733-1131		○
	ライフプラザ湘南	251-0052	藤沢市藤沢462 日本生命藤沢駅前ビル8F	0466-25-9372		○
	ライフプラザ小田原	250-0012	小田原市本町1-4-5 日本生命小田原ビル3F	0465-23-8395	○	
新潟県	ライフプラザ新潟	950-0901	新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル10F	025-241-6621	○	
	ライフプラザ長岡	940-0066	長岡市東坂之上町3-2-6 日本生命長岡ビル1F	0258-36-5541	○	
富山県	ライフプラザ富山	930-0083	富山市総曲輪 1-7-15 日本生命富山総曲輪ビル 1F	076-441-2101	○	
石川県	ライフプラザ金沢	920-0869	金沢市上堤町1-28 日本生命金沢ビル4F	076-261-0191	○	
福井県	ライフプラザ福井	910-0023	福井市順化1-21-1 ニッセイ福井ビル7F	0776-23-8800	○	
山梨県	ライフプラザ甲府	400-0031	甲府市丸の内3-32-12 甲府ニッセイスカイビル1F	055-222-1576	○	
長野県	ライフプラザ長野	380-8655	長野市大字南長野南県庁1040-1 日本生命県庁前ビル4F	026-227-7683	○	
	ライフプラザ松本	390-8701	松本市深志1-1-17 ニッセイ松本ビル1F	0263-33-6633	○	
岐阜県	ライフプラザ岐阜	500-8548	岐阜市金町6-6 ニッセイ岐阜ビル7F	058-264-7188	○	
静岡県	ライフプラザ静岡	420-0853	静岡市葵区追手町1-6 日本生命静岡ビル 2F	054-255-1151	○	
	ライフプラザ浜松	430-0926	浜松市中区砂山町325-34 ニッセイ浜松駅前アネックス1F	053-453-8181	○	
	ライフプラザ沼津	410-0801	沼津市大手町2-10-17 ニッセイ沼津ビル1F	055-962-8702	○	
愛知県	ライフプラザ名古屋 ⊕	461-0005	名古屋市東区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル3F	052-952-7890		○
	ライフプラザ名古屋駅前	450-0002	名古屋市中村区名駅2-45-7 松岡ビル1F	052-583-7381		○
	ライフプラザ愛知東	444-0044	岡崎市康生通南2-13 ニッセイ岡崎ビル2F	0564-26-1960	○	
	ライフプラザ豊橋	440-0076	豊橋市大橋通1-68 静銀ニッセイ豊橋ビル3F	0532-52-1540	○	
	ライフプラザ刈谷	448-0842	刈谷市東陽町 2-17-3 日本生命刈谷ビル1F	0566-28-6921	○	
	ライフプラザ豊田	471-0025	豊田市西町4-25-18 中根ニッセイビル1F	0565-31-0725	○	
三重県	ライフプラザ津	514-0028	津市東丸之内20-12 日本生命津ビル6F	059-228-0311	○	
	ライフプラザ四日市	510-0084	四日市市栄町2-16 ニッセイ四日市ビル1F	059-351-6561	○	
滋賀県	ライフプラザ滋賀	520-0056	大津市末広町1-1 日本生命大津ビル7F	077-522-1569	○	
京都府	ライフプラザ京都	600-8007	京都市下京区四条通東洞院東入ル立売西町60 日本生命四条ビル3F	075-211-7816		○
大阪府	ライフプラザ天王寺	545-0052	大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-5-36 アベノセンタービル 7F	06-6649-8520		○
	ライフプラザ梅田 ※⊕	530-0017	大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル25F	06-6311-6802	9:00～19:00	
	ライフプラザ本店 ※	541-8501	大阪市中央区今橋3-5-12 日本生命本店本館1F	06-6209-5543	9:00～19:00	
	ライフプラザ日本生命病院 オフィス (くらしと保険の相談デスク)	550-0006	大阪市西区江之子島2-1-54 日本生命病院1F 「コリドーエリア」内	06-6209-5543 (ライフプラザ本店)	10:00～16:00	
	ライフプラザ堺	590-0074	堺市堺区北花田口町3-2-6 ニッセイ堺東ビル3F	072-221-8250		○
	ライフプラザ京阪	573-0032	枚方市岡東町5-32 日本生命枚方ビル3F	072-845-0421		○
	ライフプラザ茨木	567-0031	茨木市春日2-2-8 星光ニッセイ茨木ビル1F	072-621-8970		○
	ライフプラザ布施	577-0056	東大阪市長堂2-1-22 星光布施ビル1F	06-6783-2999		○

都道府県	店舗	郵便番号	所在地	電話番号	営業時間	
					9:00 ～ 15:30	9:00 ～ 18:00
兵庫県	ライフプラザ川西	666-0016	川西市中央町7-18 ラ・ラ・グランデ2F	072-759-5590		○
	ライフプラザ神戸	651-8501	神戸市中央区小野柄通7-1-1 日本生命三宮駅前ビル1F	078-272-5577		○
	ライフプラザ姫路	670-0962	姫路市南駅前町100番 姫路パラスオ2ビル9F	079-289-0901	○	
	ライフプラザ明石	673-0892	明石市本町2-1-26 ニッセイ明石ビル8F	078-912-2665	○	
奈良県	ライフプラザ奈良	630-8115	奈良市大宮町1-1-15 ニッセイ奈良駅前ビル1F	0742-23-1190		○
和歌山県	ライフプラザ和歌山	640-8157	和歌山市八番丁11 日本生命和歌山八番丁ビル9F	073-423-9325	○	
鳥取県	ライフプラザ鳥取	680-0822	鳥取市今町2-251 日本生命鳥取駅前ビル1F	0857-22-8501	○	
島根県	ライフプラザ松江	690-0007	松江市御手船場町551 ニッセイ松江ビル1F	0852-21-5185	○	
岡山県	ライフプラザ岡山	700-0903	岡山市北区幸町7-33 ニッセイ岡山幸町ビル8F	086-224-4691	○	
	ライフプラザ倉敷	710-0826	倉敷市老松町3-10-25 日本生命倉敷ビル1F	086-424-1261	○	
広島県	ライフプラザ広島	730-0013	広島市中区八丁堀16-11 スタートラム広島2F	082-227-2123	○	
	ライフプラザ福山	720-0811	福山市紅葉町2-27 日本生命福山ビル8F	084-923-5240	○	
山口県	ライフプラザ山口	750-0006	下関市南部町19-10 日本生命下関ビル1F	083-222-8111	○	
	ライフプラザ徳山	745-0034	周南市御幸通1-10 日本生命徳山ビル3F	0834-31-3001	○	
徳島県	ライフプラザ徳島	770-0841	徳島市八百屋町2-11 日本生命徳島ビル12F	088-654-5151	○	
香川県	ライフプラザ高松	760-0017	高松市番町1-1-5 ニッセイ高松ビル1F	087-825-0007	○	
愛媛県	ライフプラザ松山	790-0001	松山市一番町3-3-3 菅井・ニッセイビル1F	089-941-9585	○	
高知県	ライフプラザ高知	780-0870	高知市本町5-6-3 日本生命高知本町ビル1F	088-823-0271	○	
福岡県	ライフプラザ北九州	802-0005	北九州市小倉北区堺町1-3-15 日本生命小倉堺町ビル2F	093-531-0985		○
	ライフプラザ博多	812-0011	福岡市博多区博多駅前4-1-1 日本生命博多駅前第二ビル1F	092-483-0400		○
	ライフプラザ天神	810-0001	福岡市中央区天神1-14-1 日本生命福岡ビル1F	092-712-2311		○
	ライフプラザ久留米	830-0017	久留米市日吉町15-60 ニッセイ久留米ビル1F	0942-32-4470	○	
佐賀県	ライフプラザ佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央1-14-40 ニッセイ佐賀駅前ビル1F	0952-32-2727	○	
長崎県	ライフプラザ佐世保	857-0862	佐世保市白南風町8-17 佐世保交通センタービル3F	0956-25-8050	○	
	ライフプラザ長崎	850-0033	長崎市万才町4-15 日本生命長崎ビル新館1F	095-823-6181	○	
熊本県	ライフプラザ熊本	860-0802	熊本市中央区中央街2-11 熊本サンニッセイビル1F	096-325-0131	○	
大分県	ライフプラザ大分	870-0027	大分市末広町1-1-18 ニッセイ大分駅前ビル2F	097-534-9207	○	
宮崎県	ライフプラザ宮崎	880-0812	宮崎市高千穂通2-5-32 日本生命宮崎駅前ビル1F	0985-24-7111	○	
鹿児島県	ライフプラザ鹿児島	890-8521	鹿児島市中央町18-1 南国センタービル1F	099-255-1101	○	
沖縄県	ライフプラザ那覇	900-0034	那覇市東町3-1 ニッセイ東町ビル1F	098-862-8511	○	

約款等をWebでご覧いただくにあたって

当社では、紙資源の使用削減による環境負荷軽減の取組みとして、「ご契約のしおり・定款・約款」の約款等の内容を当社ホームページにて確認いただいております。約款等をWebでご覧いただく場合の主な画面の流れに基づいて、操作方法を説明しています。なお、当社ホームページは「日本生命」で検索または右記のアドレスを入力してください。
※画面はイメージです。今後予告なく変更されることがあります。

① 当社ホームページ トップページ



下にスクロール

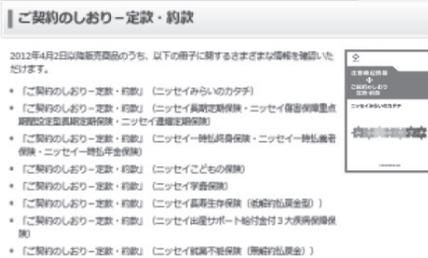
(画面下段「知る・楽しむ」の下)



契約内容や保険商品の重要事項を記載した
ご契約のしおり-定款・約款
はこちら

「ご契約のしおり-定款・約款はこちら」を選択

② 「ご契約のしおり-定款・約款」



「ご契約のしおり・約款のダウンロードはこちら」を選択

日本生命

検索

https://www.nissay.co.jp

③ 「ご契約のしおり・約款のダウンロード」

「ご契約のしおり・約款のダウンロード」

2012年4月2日以降販売商品のご契約のしおり・約款
※1 金融機関窓口販売商品等、一部掲載されていません。
※2 定款、お客様ID規程、ずっともっとサービス規程サービス規程は以下を参照ください。

定款、その他の規程は
こちらから選択

- 定款 [382KB]
- お客様ID規程
- ずっともっとサービス規程
- 法人向けお客様ID規程
- ご契約情報家族連絡サービス規程 [300KB]

下にスクロール

2018年4月2日～ (しおり番号: 201804A~H)

2018年1月22日～2018年4月1日

2017年4月2日～2018年1月21日

2017年4月1日

2016年10月1日

お手持ちの「ご契約のしおり-定款・約款」の表紙に記載の「しおり番号」のタブを選択

「しおり番号」はしおり表紙でご確認ください。

2018年4月2日～ (しおり番号: 201804A~H)

ご契約のしおり 冊子種類 (しおり番号)	保険種類	ご契約のしおり 約款 ダウンロード
みらいのカタチ (201804A)	<ul style="list-style-type: none"> ● 終身保険 ● 養老保険 ● 年金保険 ● 定期保険 ● 生存給付金付定期保険 ● 3大疾病保障保険 ● 継続サポート3大疾病保障保険 ● 特定重篤疾病保障保険 ● 身体障がい保障保険 ● 介護保障保険 ● 総合保障 ● 特定損 	<ul style="list-style-type: none"> ● ご契約のしおり [12.6MB] ● 約款をお読みいただく前に [0.17MB] ● 約款 [1.52MB]

参照したい冊子種類の「約款」を選択

④ 約款PDF

・PDFで約款の全文を確認いただけます。



生命保険のお手続きやお問合せ

(2019年4月現在)

ニッセイータルパートナー、最寄りのお客様窓口
またはニッセイコールセンターに連絡ください。

●プライバシー保護のため、お問合せは契約者ご本人からお願いいたします。

電話でのお手続き

ニッセイコールセンター

0120-201-021 (通話料無料)

〈ご高齢のお客様専用(シニアほっとダイヤル)〉

0120-147-369 (通話料無料)

受付時間 月～金曜日 9:00～18:00
土曜日 9:00～17:00
※祝日、12/31～1/3を除く

- ※ プライバシー保護のため、お問合せは契約者ご本人からお願いいたします。
- ※ お電話をいただく際には、契約番号をお知らせください。
- ※ ニッセイコールセンターへのお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実などの観点から、録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 休日明けは混み合っつながりにくい時がありますのでご了承ください。
- ※ おかけ間違いのないようご注意ください。

窓口でのお手続き

当冊子のお客様窓口を参照ください。

ご契約者さま専用サービス



<https://www.nissay.co.jp>

日本生命

検索

利用可能時間	月曜日	8:00～24:00	〔 出金手続・一部変更手続について 〕	
	火～土曜日	24時間		月～土曜日 8:00～23:45
	日曜日・祝日	0:00～20:00		日曜日・祝日 8:00～20:00

※毎月25日直前の日曜日(19～25日のうちの日曜日)、12/31～1/3、5/3～5/5を除く

※上記以外にも、一部でご利用いただけない時間帯がございます。
詳しくは、当社ホームページを参照ください。

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約を申込みいただくようお願いします。
なお、後ほどお送りする契約内容通知書とともに大切に保管し、活用ください。

特に…

	しよりのページ
クーリング・オフ制度（契約申込みの撤回）	P13
健康状態等の告知義務	P24
責任開始（保障の開始）と契約日	P27
保険料の払込方法	P35
保険料の払込期月・保険料期間	P37
保険料の払込みの案内とご契約の解除	P39
保険金をお支払いできない場合	P46
解約と解約払戻金	P50

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらです。
告知および保険料の受領など職員の役割を含めて、説明の中でわかりにくい点がございましたらニッセイコールセンターにお問合せください。

引受保険会社



日本生命保険相互会社

本店
〒541-8501 大阪市中央区今橋3-5-12
東京本部
〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6

生命保険のお手続きやお問合せにつきましては
0120-201-021 (ニッセイコールセンター) (通話料無料)
〈ご高齢のお客様専用(シニアほっとダイヤル)〉
0120-147-369 (通話料無料)

ホームページ <https://www.nissay.co.jp>

上記募集人はお客様と左記引受保険会社の保険契約の締結の媒介を行うものであり、
保険契約締結の代理権はありません。

[Ⓒ日本19-1084] [登録年月日19/6/3] (商品開発部2019.6.55,000 No.5881)④